

先進都市等の取組事例

1 低炭素型都市・交通システム	
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通を軸とした機能集約によるコンパクトシティの形成（富山市） ●土地利用政策と公共交通政策の統合（ブラジル・クリチバ市） ●都市のダウンサイジング（ドイツ）
人と自転車・公共交通を主役とした交通基盤	<ul style="list-style-type: none"> ●総合交通政策（ドイツ・フライブルク市） ●公共交通利用促進① モビリティ・マネジメント（前橋市） ●公共交通利用促進② 交通 IC カード（神戸市） ●コミュニティ・サイクル（横浜市） ●市街地流入規制 駐車デポジット（名古屋市） ●グリーン物流 モーダルシフト（神戸市） ●カーフリーデー（フランス・パリ市） ●代替エネルギー自動車の普及施策（小田原市）
森と街に炭素をストックする都市	<ul style="list-style-type: none"> ●地域産木材利用の促進（京都府） ●風の道（ドイツ・シュツットガルト市） ●地域間のカーボンオフセット（港区とあきるの市） ●地域における森林認証制度(FSC)の活用（山梨県） ●都市農園（デンマーク） ●農地土壌の温室効果ガス吸収源としての取扱（農水省）
2 低炭素型エネルギーシステム	
エネルギーの高効率利用	<ul style="list-style-type: none"> ●マイクログリッドによる分散型エネルギーシステム（八戸市等） ●コジェネレーション（東京ガス等） ●新エネルギーによる地域冷暖房（山口県・安成工務店）
エネルギーのデモクラシー	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン電力証書による環境価値の証書化（おひさま進歩エネルギー） ●市民共同発電（北海道グリーン電力ファンド）
3-1 低炭素型ライフスタイル	
住宅と家電製品等の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭版 ESCO（滋賀県） ●省エネ住宅の建設促進・エコリフォーム（福生市） ●省エネに配慮した住宅団地（イギリス・ロンドン市）
低炭素都市を合言葉につながる仕組み その他	<ul style="list-style-type: none"> ●市民環境ファンド（京都市） ●無関心層の参加を促す普及啓発の工夫（静岡市） ●市民版排出量取引（東広島市） ●エコポイント（北九州市）
3-2 低炭素型ビジネススタイル	
業務ビル・工場等の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物環境配慮制度（自治体版 CASBEE） ●行政による ESCO 導入の率先（横浜市）
排出削減目標の計画と排出量取引	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所の排出量削減計画の報告・公表制度（京都府）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●低炭素型コミュニティビジネスの支援（横浜市）

施策メニュー		公共交通を軸とした機能集約によるコンパクトシティの形成
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> コンパクトな市街地形成は、拡散化した低密度な市街地、自動車交通への過度な依存という問題を抱える多くの地方都市が、取組み課題としている。 青森市、富山市などでは、都市計画にコンパクトな市街地形成を明確に位置づけ、成果を上げつつある。 青森市では、増大する行政コストの削減、郊外の拡散化や中心市街地の空洞化を食い止めるため、市内を「インナー」、「ミッド」、「アウター」の3つのゾーンに分類し、「アウター」では原則開発を行わないこととするなど、ゾーンごとに交通体系の整備方針を定め、まちづくりを進めている。 富山市では、以下のように、公共交通を軸とした機能集約によるコンパクトシティの形成を進めている。
注目すべき事例概要	実施主体	富山市
	概要・特徴	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山市の「中心市街地活性化基本計画」は、「公共交通の利便性の向上」、「賑わい拠点の創出」、「まちなか居住の推進」を3本柱に、都市機能を集約したコンパクトシティの形成を進めることとしている。 「まちづくり」と「公共交通活性化」を一体としている点に特徴がある。 市街地からはJR線が4方向、富山地方鉄道線が2方向へと延びているほか、中心部には路面電車も存在しており、富山市は鉄道網に関しては全国でも恵まれている。このため、北陸新幹線の完成に向けた都市計画の議論の中で、「拡散型のまちづくりはもう限界である。」との認識の下、これらの鉄軌道を軸に公共交通を活性化させ、その沿線に住居、商業、業務、文化等の諸機能を集積するコンパクトなまちづくりを推進することとした。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 先導的プロジェクトとして、富山市は、利用が低迷するJR富山港線をJRから引き継ぎ、超低床式車両が高頻度で走る富山ライトレール(株)を富山市、富山県、地元企業出資で設立。2006年4月に開業させ、沿線でのまちづくり等を推進した。既存路線の本格ライトレール(以下「LRT」と言う。)は日本初。 公的補助による増便及びサービスレベルの向上が利用者の増加につながることを確認することを目的としてJR高山本線の活性化社会実験を実施。利用者減少とサービスレベル低下の悪循環を断ち切ることを目指している。
		<p>富山市が目指す「串とお団子」の都市構造</p> <p>公共交通でつなげることで、自動車を利用しなくても日常生活に必要な機能を利用できるようになります。</p> <p>日常の足として使える頻度に公共交通を活性化します。</p> <p>食品スーパー、福祉施設、行政サービス、病院</p> <p>公共交通</p> <p>一定頻度以上の「公共交通」</p> <p>串で結ばれた「徒歩圏」</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道・路面電車・バスサービス 鉄道サービス バスサービス 広域拠点 地域拠点 <p>図 富山市におけるコンパクトシティ形成の考え方</p>
実施時期等		<ul style="list-style-type: none"> 2006年4月 先導的プロジェクトとして富山ライトレール(株)を開業 2006年10月 高山本線の活性化社会実験開始。 2007年3月 改正中心市街地活性化法に基づく第1号地域認定(青森市も同時)
実績・効果		<ul style="list-style-type: none"> 一日平均利用者数は、2006年度:4,901人、2007年度:4,480人。2008年度:約4,600人と推移。 開業から2008年10月末の輸送人員は、約499万9千人。 2006年度は開業初年度に限り固定資産税を納める必要がないなどの理由で、会社としての収支は268万円の黒字。2007年度は、約3千万円の固定資産税が発生したが417万円の黒字。 「買い物や通院に利用するだけでなく、単にポートルムに乗りたいという人もいる。閉じこもりがちな高齢者に外出機会を与えるという大きな効果を上げている。」(森雅志 富山市長、富山ライトレール社長)
		<ul style="list-style-type: none"> 従来の鉄道路線を活かしたライトレール化や従来鉄道路線でのこ入れを行政が出資して、段階的に行っている。都市居住の目標設定等も明確になされている。 富山ライトレールの乗客数が飛躍的に伸びた理由としては、サービス品質の改善が挙げられる。運行間隔の短縮(1日の運行本数はJR時代の39本から135本で3倍以上に増加)、終電も21時台から23時台へと延長。更に電停(駅)の数も4つ増やし、バス感覚で乗れる身近な乗り物とした。

		<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関として初めて「トータルデザイン」を導入。車両、シンボルマーク、電停、駅員や運転士のユニフォーム、IC カードなどを、一貫したコンセプトでデザイン。トータルデザインを行ったことによって、富山ライトレールは乗り降りしやすい車両をはじめ、電停の風景に至るまで、どこを取っても統一感と快適さを感じさせる。
	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ライトレールの運営に関しては、現時点では成功していると考えられる。

施策メニュー		土地利用政策と公共交通政策の統合
関連事例の全体動向		・土地利用政策による需要集中と公共交通の優先的整備を目指す地域が多いが、それを徹底させている地域は少なく、クリチバの事例が特筆される。
注目すべき事例概要	実施主体	ブラジル クリチバ市
	概要・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・クリチバ市は都市問題が深刻化し始めた 1970 年代より、グレカ前市長のリーダーシップの下で都市計画機構 IPPUC (Instituto de Pesquisa e Planejamento Urbano de Curitiba) を設置し、積極的なまちづくりを推進してきた。IPPUC は、まず長期ビジョンを作成した後、それに基づいた計画を着実に実施しており、結果として整然とした暮らしやすい環境が保たれている。 ・都市計画のマスタープランにおいて、都市を 4 つ(現在は 5 つ)の主要な交通基軸に沿って発展させることとした。この軸にそって、土地利用の高度化を図り、需要を集中させるとともに、公共交通の幹線路線を通して。軸以外は土地利用を低密度に抑え、軸周辺への商業施設等の集中など土地利用を高度化させる等、改変を加える部分と加えない部分のメリハリを持たせるように図り、無秩序な都市の郊外化の抑制に成功している。 ・土地利用のゾーニングにメリハリをもたせ、需要管理と公共交通政策を一体的に展開し、実績をあげている。 ・顧客が集中するため公共交通事業者の事業運営は効率的であり、また土地利用の多様化により、画一的な移動による混雑の問題も緩和している。 ・バス専用レーンが整備され、連結バスが走る。バス料金も市内均一で、利便性や快適性が高いものとなっている。郊外と都心部をダイレクトに結ぶ直行バスも運行している。 ・地下鉄は未整備で、それに代わり、バスシステムが機能している。
		
		チューブ状のバス停留所
	実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・1970 年代～都市計画機構 IPPUC (Instituto de Pesquisa e Planejamento Urbano de Curitiba) を設置し、積極的なまちづくりを推進。 ・1974 年 バスシステム導入
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・バスシステムを導入した 1974 年の利用者は 1 日当たり 2.5 万人、現在では 250 万人を超える(最近の調査では被験者の 25%が自動車からバスに転換)。なおクリチバの 2000 年人口は 160 万人。 ・クリチバ市内のバスの平均速度は 22 km/h という数字がある。 ※参考として、名古屋市バスの平均速度は、中央バスレーン方式採用前が 14.56km/h、採用後が 19.16km(名古屋大学 HP 参照)であり、クリチバ市内のバスは、それよりもスムーズに走行できているものと言える。 ・バスの運営費は料金収入のみで確保。 	
課題・問題点	・ゾーニングの対象外地域への拡散化、約 10%を占める低所得者層への対策などが課題とされる。	

<p>施策メニュー</p>	<p>都市のダウンサイジング ダウンサイジングとは「縮小」のことで、過度の拡散により希薄化した(=効率の悪い)都市運営を、縮小により濃密化した(=効率の良い)ものへと変化させてゆく流れを意味する。</p>
<p>関連事例の全体動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期に適合した中心市街地と郊外開発、その後も引き続き道路整備と開発された郊外への都市機能拡散などの課題を抱える地方都市の多くで、都市のダウンサイジングが議論されている。 ・多くの地方都市の中心部では、商業機能、居住機能、オフィス機能などの様々な都市機能のバランスが高度経済成長期の流れで形成されており、一部の機能が肥大していることは少なくない。そのため地方中小都市などでは、過剰な機能を削減するダウンサイジング戦略を有効な手段として選択肢に入れることが必要とされる。 ・ダウンサイジングの一つであるコンパクトシティ政策は、一般的に、郊外開発による受益者の利益を犠牲にして中心地側に集積することが全体として最適とするものであるが、中心地側でも同様に何かを犠牲にする必要がある。例えば、遊んだままの高層ビルエリアなどを低層中心のエリアに転換する、空き店舗が散見される商店街の残っている店舗などを集積移動させて商店街の面積を半分程度に縮小し、その代わりに居住施設やオフィス機能の集積を図る等である。 ・国内における事例としては、長野市が中心市街地の再開発に伴う高機能化により、周辺に拡散していたオフィス機能、商業機能需要を広範囲に取り込んでおり、成果をあげつつある。 ・海外では、東西統一後に旧東ドイツ側で空き家が大量に発生したドイツ連邦の取組みが有名である。
<p>注目すべき事例概要</p>	<p>実施主体 ドイツ及びライプチヒ市</p> <p>概要・特徴</p> <p>◆旧東ドイツ地域におけるダウンサイジング(国としての施策:「東の都市改造」プログラム)</p> <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ連邦の人口は、2005年時点で8,250万人であるが、2013年以降は減少に転じ、2050年には7,500万人程度になることが想定されている。また、人種的にも多様な国家となる可能性がある。さらには、日本と同様に高齢化の問題があり、60歳以上の人口は2001年の25%から2050年には37%まで上ることが想定されている。 ・人口だけではなく、雇用機会、失業率、あるいは担税力、購買力などの指標で見ると、旧東ドイツの自治体が衰退の道を辿っている。旧東ドイツでは、非常に大きな空き家問題を抱えており、住宅のダウンサイジングあるいは減築が必要であると考えられている。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002年から「東の都市改造」プログラムが都市建設促進法の枠組みの補助制度の中で行われている。その目標は、2008年までに30~40万戸の住戸を撤去しつつ、中心市街地の質の向上を図ることとされた。特に、都心型居住を強化するため、古い住宅ストックの改善を進め、助成により都市部の持ち家住宅の供給を強めていくという政策を打ち出した。 ・2002年から2009年までに25億ユーロの財源が予定されており、一つは質の改善に対して連邦政府が3分の1を補助、もう一つは住宅の減築に対して連邦政府が1㎡当たり最高30ユーロを出す補助政策を実施している。2005年11月にドイツは大連立型の政権に移行したが、政権の公約として、2009年以降も「東の都市改造」プログラムはさらに財源を拡大して続けていくこととしている。 ・旧東ベルリンのマルツアーン(Marzahn)地区のダウンサイジングの例では、11階建ての住宅を全部撤去したり、建物の上階を削って3~4階建てのタウンハウス型の住宅に改造することを実施している。 <p>◆ライプチヒ市におけるダウンサイジング(地方公共団体としての施策)</p> <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライプチヒ市では、多くの住宅団地の空き家問題が生じて、停滞したコミュニティ活動をどうやって活性化していくかが非常に大きな問題になっていた。ライプチヒ市は統一後急速に人口が減少して、1990年代においては10万人以上人口が減少した。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このような状況に対し、総合的な都市発展計画を策定し、積極的な都市改造ならびにインナーシティーの改善を進めた。その中で特に重視されたのは、インナーシティー地区の競争力を郊外に対して強めていくというものである。この際も、できる限りの保全と改革を進めていくこととしており、中高層階の住宅を極力減らし2010年までに3万戸近くの住宅を撤去することとしている。 ・ライプチヒ市の場合は、専門家主導による計画ではなく、住民と一緒に協議しながら様々な計画案を策定するというプロセスを重視していることが特徴的である。 ・都市像の目標は、ヨーロッパ都市あるいは短距離の中で収まるコンパクトシティの実現である。2000年に都市のマスタープランを策定し、その中で「都市更新」、「住宅建設」、「大規模団地の改善」の三つの要素が重視された。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市更新」戦略のポイントは、歴史的な建造物を保全していくとともに、19世紀末から20世紀の都市が大成長した時期に高密度に建設されたグリウンダーツァイト(Gründerzeit)と呼ばれる市街地をどのように改善するかという点で、いくつかの建物を部分的に撤去して、緑地あるいはオープンスペースとするなどにより、住宅密度を引き下げることが重点としている。 ・ここで重視されているのは、非常に慎重な建物のダウンサイジングと、いわゆる空閑地の再生利用の問題で、緑地またはオープンスペースを作り出したり、場合によっては一時的に利用するというケースもある。また、もう一つ重視されているのは新しいタイプの都市型住宅で、郊外居住の代替品となり得るファミリー向け住宅をどのように供給していくかという点である。

実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年～「東の都市改造」プログラム ・2000年～ライプチヒ市の取組み
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・「東の都市改造」プログラムは、現在進行中。(現時点では効果等は明らかにされていない。) ・ライプチヒ市の取組みでは、積極的な都市改造政策ならびにインナーシティーの改善政策によって、人口が大きく回復し、空き家率も20%から16%に大きく減少したとのこと。
参考にすべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策や都市のマスタープランに、都市のダウンサイジングを明確に位置付け、空き家の撤去、ビルの高層部の撤去等の大胆な事業を展開している。 ・ダウンサイジングと同時に、緑地やオープンスペースの創造、住宅密度の引下げも重視していること。 ・ライプチヒ市においては、専門家主導による計画ではなく、住民と一緒に協議しながら様々な計画案を策定するというプロセスを重視していること
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ライプチヒ市においては、建物を撤去した後の土地利用の方策について、未確定要素が多い。現在、官民で協定を結び時限的に緑地またはオープンスペースとして使う代わりに、その期間中の固定資産税を免除するなどの方法が検討されている。

施策メニュー		総合交通政策
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> ・運輸部門での排出削減のための施策としては、公共交通機関や自転車専用道等のインフラ整備等のハード面での施策、エコカーの導入促進、公共交通利用に向けた運賃設定やモビリティ・マネジメントのソフト面の施策があるが、これらはどちらが良いというものではなく、一体的に推進することにより、飛躍的に高い効果を得られるものと考えられる。 ・ライトレール(以下「LRT」と言う。)等のインフラ整備を積極的に進めている富山市、エコドライブを積極的に進めている奈良市など、運輸部門の排出削減に積極的に取り組む国内の自治体も増えてはいる。
注目すべき事例概要	実施主体	ドイツ フライブルク市
	概要・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・1992年に、フライブルク市は、ドイツのNGOドイツ環境支援協会(Deutsche Umwelthilfe e.V.)が行なった環境首都コンテストで、交通、農林業、河川、廃棄物などの各分野について設定された質問に対して偏りなく高得点を獲得し、最高点で「環境首都」の称号を得た。 ・総合的交通政策は次の6つの柱で構成される。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 近距離公共交通の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の核としてLRTを導入し、その維持と路線の拡張に努めた。自動車の中心市街地への進入による道路混雑の発生を防ぐためである。 ・郊外から市街地へは、ドイツ鉄道(以下「DB」と言う。)で移動するため、DBとLRTの乗り換え利便性を高めた。 ・LRTの利用を促進するため、1985年環境保護定期券(以下「レギオカルテ」と言う。)が導入されている。現在では、周辺3郡の公共交通(国鉄、バス、市電を含む約2,400km)に乗車可能である。この定期券は、他者への譲渡が可能で、料金は、1ヶ月59DM(約4,400円)、1年間590DM(約44,000円)。休日は一枚で家族全員が利用でき、公共交通を料金面でも使いやすいものにした。 ・LRTを補助する手段としてバスを位置付けており、郊外の主要駅にはバスターミナルが設けられている。1996年からはスピードアップを図るため、公共交通機関優先の信号への切り替えと幹線道路におけるバス専用レーンの整備を行うなど、機能性の向上を追及し続けている。 2. インフラ整備による自転車利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の自動車道を狭くして自転車道を整備するなど、2007年現在、専用道を含め約400kmもの道路が自転車道に指定されている。 ・駐輪場の多くは、フライブルク駅等の主要施設に整備されている。 3. 交通清穏化政策 <ul style="list-style-type: none"> ・1990年から全市域の住宅地区での速度制限を30km/hとする「ゾーン30」を実施し、騒音軽減を図っている。 4. 自動車交通の誘導・抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・郊外から市街地へ流入する車両数を少なくするために、パーク・アンド・ライド(以下「P&R」と言う。)を導入した。また見本市やサッカーの試合など、多くの人が集まるイベント開催時には、入場券の提示により、その往復にかかる公共交通の利用を無料としている。 ・幹線道路は50km/h制限を行い、幹線道路と市街地の道路の役割を明確化している。市街地は基本的にトランジットモールとした。 5. 駐車場政策 <ul style="list-style-type: none"> ・郊外の駅前には無料のP&R用駐車場を用意し、通勤・買い物などで市街地へ向かう人のために、自動車から公共交通機関への乗り換えを容易にした。その一方で、駐車場料金政策は、中心部に近いほど駐車料金が高く設定されるゾーン制を1995年から採用しており、できるだけ中心部に自動車を乗り入れないような仕組みとなっている。 6. 住宅地での速度制限 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の住環境を改善するため、1989年4月から住宅地内は全て速度制限を30km/hとしたことにより、住宅地内への通過交通の進入が減り、住宅地の居住環境が著しく改善した。
実施時期等		<ul style="list-style-type: none"> ・1970年代初 原子力発電所建設計画への市民の反発があり、市民からの具体的提案などにより、公共交通や自転車の利活用を打ち出した交通計画が策定され、環境に配慮した都市づくりが始まった。 ・1986年 交通政策にとどまらず、ドイツの都市としてはいち早く環境保護課を設立し、省エネやごみ対策など総合的な環境対策に取り組んでいった。
実績・効果		<ul style="list-style-type: none"> ・フライブルク交通株式会社(Freiburger Verkehrs AG)の全路線の年間利用者数は、1987年の延べ3,660万人から2003年には7,000万人とほぼ倍増している。
		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車のトリップ数自体は横這いであるものの、交通手段別の分担率は、1976年の60%から1995年には46%に下がっている。 ・経営面では、1980年以降、利用者数は着実に増え続け、1996年以降は安定した数値を保っている。1980年以降増えていた赤字額も1994年以降は減少傾向を保っている。
参考にすべき点		<ul style="list-style-type: none"> ・路面電車の整備に合わせて、バス・自動車との結節性を高めるとともに、レギオカルテ、駐車場の料金政策を統合的に実施した。

課題・問
題点

・公共交通の累積赤字の解消

施策メニュー		公共交通利用促進① モビリティ・マネジメント
関連事例の全体動向	<p>・モビリティ・マネジメント(MM=Mobility Management)とは、渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを『かしこく』使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取組みのことを意味する。(日本モビリティ・マネジメント会議のHPより)</p> <p>・モビリティ・マネジメントの手法は、トラベル・フィードバック・プログラム(TFP)、個人アドバイス、インセンティブ付与、キャンペーンの実施など多様である。</p> <p>図 モビリティ・マネジメントの手法分類と事例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">特定の個人 を対象</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>居住世帯 【TFP：トラベル・フィードバック・プログラム】 ※交通ダイアリー調査を踏まえた個別アドバイス、情報提供、行動プラン作成等、複数回の接触により、各個人の交通行動にきめ細かに対応するアプローチ ■個別アドバイスを中心とするもの アデレード(オーストラリア)： Travel Blending(TB法) 札幌都市圏 TFP (2000年) 吹田市TFP (2002～2003年) ■個別情報提供を中心とするもの(IM法) (Individualised Marketing) パウナタル市等(ドイツ) パース都市圏(オーストラリア) (TravelSmart) ■行動プラン策定を中心とするもの 札幌市 TFP (2002年) 川西・猪名川TFP (2003年)</p> <p>【個別の利用促進策】 ※特定の路線の利用促進のためのコミュニケーション(必ずしも複数回の接触を行う必要はない。) ・バスの利用促進コミュニケーション(帯広) ・バスモニター実験・乗り方教室等(群馬)</p> <p>【地域の特定期グループ】 ※教会、クラブなどでのワークショップ等を通じた啓発 ハンプシャー州(イギリス)：the Head Start アデレード(オーストラリア)：LivingNeighborhoods</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>企業等 (TFP、通勤アドバイス、インセンティブ付与等により公共交通の利用を促進) ・アーネム(オランダ)一病院の従業者ー ・ポツダム(ドイツ)一企業の従業者ー ・名古屋市役所(通勤手当支給方法の工夫) ・東大阪市フジキン(株)(自動車自費期間に応じた報奨金支給) ・金沢市TFP (2001年) ・松下電器TFP(2003年)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>学校 (教育の場で交通・環境問題を取り上げることによる公共交通利用への意識醸成) ・札幌都市圏TFP(2000年) ・札幌市TFP(2002年) ・和泉市総合学習(2002年) ・豊中市総合学習(2003年)</p> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">不特定多数の一般市民 を対象</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">キャンペーン・PR</p> <p>■一般市民対象の公共交通に関する認識向上キャンペーン マドリッド(スペイン)、カッセル(ドイツ) 西オーストラリア州(オーストラリア) ハートフォードシャー州(イギリス)</p> <p>■小学校対象 世界21カ国(2001年) :iwalk(TravelWise)</p> <p>■企業対象 イギリス:Business Travelwise Initiative</p> <p>■地域住民・転入者対象 大阪府美原町</p> <p>■若者対象 エッセン(ドイツ)</p> <p>■交通システム改善のタイミングにあわせたもの ・世界の各都市：モビリティ・ウィーク・カーフリーデー(短期間の交通規制やパークアンドライド等を同時に実施。東京都が全国自治体に参加を呼びかけ。) ・京都市：100円バス運行にあわせた市民応援活動</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">モビリティセンター(公共交通の総合的な情報提供機関)</p> <p>ボローニャ(イタリア)、ツーク(スイス)、グラーツ(オーストリア)等</p> </div> </div> </div> <p>出典)「公共交通の利用促進のためのモビリティ・マネジメント(MM)方策のあり方についての提言」(近畿地方交通審議会総合交通部会交通行動ワーキング報告書 平成16年5月24日)</p>	
注目すべき事例概要	実施主体	前橋市(他に大胡町・粕川村・新里村・大間々町・桐生市)：上電沿線市町村連絡協議会
	概要・特徴	<p>・住民に対して、利用方法などの情報を提供することにより、『自動車のみを利用している現状に対して、公共交通機関を利用する習慣を形成する』ことを目的として、ワンマン運行するローカル線鉄道の上毛電気鉄道(以下、「上電」という。))について、非利用者を対象とする以下のような普及啓発イベント及びパンフレット配布を実験的に実施した。(実施後、効果を把握)</p> <p>◆「乗り方教室・1日体験乗車」</p> <p>・日頃上電を利用していない人を対象に、沿線6市町村、計6会場で実施。講義形式で上電の乗降方法、運賃の支払方法、運賃、運行ダイヤ、上電を利用していくことのできる施設の紹介を行った。広報や新聞、地域の老人会や幼稚園への呼びかけによって沿線住民に告知し、参加希望者は各市町村の担当者へ電話で事前申し込みをもらった。1日体験乗車は、乗り方教室参加者を対象に、当日のみのフリーパス券を用いて、自由に利用してもらう方法で実施した。</p> <p>◆「パンフレット配布・行動プラン法」</p> <p>・乗り方教室と同時期に、沿線住民を対象にパンフレットを配布し、それを参考にして実際に上電を利用した場合の自宅から目的地、目的地から自宅までの経路を記入してもらうという方法で実施した。参加者の募集方法は、沿線市町村に居住している世帯をランダムに抽出し、電話により事前に調査の趣旨を説明し、受諾してくれた世帯に対して、調査票を郵送するという方法で実施した。</p> <p>・実施規模は、「乗り方教室・1日体験乗車」への参加者が247人、「パンフレット配布・行動プラン法」への協力者は160人であった。</p>
	実施時期等	・2002年12月
	実績・効果	・「乗り方教室・1日体験乗車」では、上電の運行状況についての情報提供にとどまらず、乗降方法や運賃支払い方法を体験したことにより、具体的な行動イメージの形成を促すとともに、利用回数増加にも繋がった。

	<p>・「パンフレット配布・行動プラン法」では、従来までの運行状況のみのものではなく、乗降方法や施設紹介などを記載したパンフレット配布し、そのパンフレットをもとに参加者に行動計画を考えてもらうことにより、上電の利用に対する行動意図の形成を促すことができた。</p> <p>・なお、両者のうち「乗り方教室・1日体験乗車」の方が、行動意図の形成には効果があった。 (以上、モビリティ・マネジメント(MM)方策・事例集(平成18年度 近畿地方交通審議会 第3回総合交通部会 配布資料)より)</p>
参考にするべき点	<p>・冊子等での普及啓発だけでなく、体験型のイベントも併せて実施することで効果を高めている。</p>
課題・問題点	<p>・より多くの参加者を獲得するためには、イベント等への参加に対する金銭的なインセンティブ(参加すれば、後日使える割引券の提供など)の創出や路線存続の必要性を訴える必要がある。</p>

施策メニュー		公共交通利用促進② 交通 IC カード
関連事例の全体動向		・交通 IC カードの普及が進む中、沿線活性化との一体性を持たせた交通コミュニティカードの導入も見られるようになってきている。
注目すべき事例概要	実施主体	神戸地域の複数の交通事業者、神戸市
	概要・特徴	<p>◆交通コミュニティカード KOBE PiTaPa</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用者が減少しつつある中、交通需要の喚起と地域活性化のための取組みとして、神戸地域では複数の交通事業者と神戸市が一体となって発行する交通コミュニティカード＝KOBE カードが 2005 年 4 月から発行されている。 ・このカードは、関西のほとんどの交通機関が加盟している「スルッと KANSAI 協議会」が発行する PiTaPa カードをベースにした独自の IC メモリーエリアを持つ多機能 IC カードである。 ・KOBE PiTaPa の発行目的は次の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ① PiTaPa 交通 IC カードの普及と PiTaPa ネットワーク拡大による公共交通利用の促進 ② KOBE カードやポイントによる沿線地域店舗の利用促進と地域の活性化 ③ 公共交通利用者の会員化、ポイントサービスによる地域顧客の育成 ・クレジットカード機能は VISA ブランドを三井住友カードが、MasterCard ブランドをトヨタファイナンスが提供し、提携カード方式によるカード発行を行っている。クレジットカード会社とのパートナーシップ(販売促進・利用促進のための支援及び費用の一部負担等)により、協議会は多機能 IC カードを年会費・入会金無料(1年間に一度以上の利用があった場合)で配布することが可能となっている。 ・カードには、IC チップのメモリ領域を活用して、独自のアプリケーション(コミュニティ・アプリケーション)が搭載できるようになっている。コミュニティ・アプリケーションとしては、商店街などのスタンプラリーや施設の入退室管理証として使うといったアイデアが考えられている。また、入退室管理や大学等における出席管理のためのアプリケーションが公開される予定である。 ・カードを利用することで蓄積されるポイントを、NPO や市民活動団体に還元する「交通系 IC カードを活用した地域活動応援ポイントシステム」も始まっている。この取組みは、利用者の選択に応じて KOBE ポイント相当額(1ポイントを1円と換算)を NPO 等へ還元するものである。なお、還元される団体は、「KOBE PiTaPa 会員獲得店として KOBE PiTaPa の普及に協力し、かつ、承認後1年以内に50名以上の KOBE PiTaPa 会員の獲得見通しがある団体」等の要件を満たしていることが必要となる。 ・民間の交通事業者、カード会社等の連携組織がつけられ、それを市が支援する形で実施している。
		<p>「KOBE PiTaPa」(こうべピタパ)</p> 
実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・2005 年 4 月 カード発行 ・2007 年 9 月 KOBE カード協議会加盟各社が IC 定期券サービスを開始 	
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用の利便性や利用のインセンティブを高める仕組みとして期待される。地域活性化等の効果も期待できる。交通事業者のメリットとして次の点があげられる。 <ul style="list-style-type: none"> ①協働と参画 → 交通事業者と沿線事業者・地域団体が連携し、利用促進策を展開 ②サービス向上 → 公共交通利用者を会員＝「お客様」として優待しサービスを提供 ③コスト削減 → 交通 IC カードの普及による、交通事業の経営の効率化・合理化 ④公民連携サービス → 交通事業者の連携・公共サービスとの連動によるサービス ⑤自立型経営 → カード事業が経営的に自立し、最小資金で事業化 	
その他	・仙台市の IC 乗車券導入では、Suica との互換性を持つものを視野に検討中	

施策メニュー		コミュニティ・サイクル
関連事例の全体動向	<p>コミュニティ・サイクルは、従来のレンタサイクルと異なり、エリア内の複数のサイクルポートのどこでも貸出・返却ができる自転車貸出システムであり、パリ市の自転車貸出しシステム「ヴェリブ」が短距離移動の、民間資本の大規模な運用開始(750箇所・約1万台)で注目された。</p> <p>我が国の都市交通での自転車の意義付けは様々であるが、放置自転車対策や移動の環境省や国土交通省が導入支援を行っており、名古屋市、千代田区その他各地で社会実験が行われている。運用開始例としては、富山市(2010年3月～)、堺市(2010年9月～)</p>	
注目すべき事例概要	実施主体	横浜市
	概要・特徴	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜従来型レンタサイクル＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1定点で貸出し、返却を行う ・1日貸が原則 ・有人管理による貸出し・返却 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜コミュニティサイクル＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのポートでも貸出し、乗捨て自由 ・高密度のポート配置 ・IT活用による自動貸出し、返却 </div> </div> <p>■実験エリア:横浜都心部</p> <p>■規模:自転車 100 台, サイクルポート 10 箇所</p> <p>■サイクルポートの配置:駅や主要施設</p> <p>■ターゲット:観光利用, 業務利用, 私事利用(通勤は対象外)</p> <p>■対象年齢:中学生以上</p> <p>■システム:ICカードの認証による貸出返却※サポート員 1 名</p> <p>■料金設定</p> <div style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> 登録料 300 円/1 日 利用料 1 時間まで無料 <li style="margin-left: 20px;">1 時間以降, 維持間ごと 100 円 デポジット 500 円(ICカード) </div>
	実施時期等	平成 21 年 10 月 29 日～11 月 30 日
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間中 1300 人の利用者。 ・ サイクルポートの設置場所・台数, 利用料金, 営業時間について次回以降(実施未定)に改善する 	
その他	この他, 自転車利用として, 近畿圏で阪急電鉄が自社駅で展開している駐輪場・レンタサイクル事業がある。	



施策メニュー		市街地流入規制 駐車デポジット制度
関連事例の全体動向	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市では、都市中心部への過剰な自動車の乗り入れによる交通渋滞、大気汚染などを緩和する対策として、駐車デポジット制度の実験を実施した。横浜市、大阪市でも導入の動きがある。 ・海外では、都心の一定範囲内に限り自動車の公道利用を有料化して流入する交通量を制限する政策措置であるロードプライシング(以下「RP」と言う。)が数都市で行われている。シンガポールでは 1975 年から RP を実施して都心の渋滞を解消している。2003 年からはロンドンでも課金が始まり、課金エリア内の交通量を 30%以上削減することに成功しているが、課金額は 1 日 8 ポンドと高額である。そのほか、RP については、ストックホルム、オスロ、ミラノなど欧州の幾つかの都市で実施中または実施予定である。 	
注目すべき事例概要	実施主体	名古屋市
	概要・特徴	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロンドンなどで取り組まれている、流入規制のための RP は、社会的受容性の課題が大きく、具体的な検討にまで進んでいない。自動車利用に対する重税感をすでに持つ一般市民や運輸業界の反発、顧客減少が死活問題となる都心部事業者の反対、そして中心市街地の衰退を嫌う街づくり関係者たちの懸念などの反対意見があったためである。 ・このため、森川高行教授(名古屋大学大学院 環境学研究科 交通・都市国際研究センター)が、より高い社会的受容性の必要性を考え、通常の RP に代わる「駐車デポジットシステム」(以下「PDS」と言う。Parking Deposit System の略。)を提案している。PDS は、規制エリアに車で入るときに一定額を乗り入れ課金として徴収するが、エリア内で駐車したり、店舗で買い物した際に、その課金額の全部または一部をその支払いに充当するという制度である。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この PDS の方法により、名古屋市は 2008 年 10 月、名古屋大学や民間企業と連携して市内への乗用車の乗り入れ規制の実験を行った。市内中心部の規制区域に入る際に 500 円前後を課金し、地下鉄など公共交通機関の利用を促すもの。CO2 などの排出量を削減するのが狙い。海外で広がっている車両乗り入れ規制は、国内では初めての試みである。 ・実験は国土交通省の補助を受けて 12 月末までの 3 カ月間で、制度名は「駐車デポジット制度」。名古屋市と名古屋大学のほか三菱重工業、NTTデータ、国土交通省などが参加する研究会で制度を構築した。 ・コアモニター約 80 名を対象とした実験では、GPS(衛星利用測位システム)付き携帯電話を使って課金返金実験と行動変化調査を行った。今回開発した、携帯電話とウェブサーバーを連携させたシステムでは、エリアへの流入流出などの位置情報確認と課金・返金の案内、個人の交通行動日記の自動登録と事後修正、課金返金を管理するアカウント機能などが装備されている。 ・ エリア内での駐車行動のような返金対象行動の確認には、携帯カメラでレシートを撮影してメール送付する仕組みを採用している。 実験の実施に当たり、モニターが都心部関連交通を行った場合に毎回 600 円の協力金を支払う。今回の実験での都心部乗り入れ課金額は 500 円、返金額は 300 円と設定しており、課金だけされた移動の場合でも最低 100 円はモニターの手元に残る勘定になっている。なお、規制エリアは、「栄」を中心とし「名古屋駅」を含む約 25 平方キロメートルを設定している。
	実施時期等	・2006～2008 年度の 3 ヶ年の研究事業
	実績・効果	<p>○2007 年度までの研究から得られた知見</p> <p>1) 受容性に関する知見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心来訪者の課金政策への反対意向は強く、一方で都心に来ない市民では賛成意向が高い。また、反対意向の強い都心来訪者に対し、PDS は極めて強い受容性緩和効果がある。 ・事業者では、業種、事業所への来訪者数、社会貢献理念等企业属性によって、賛否傾向が異なる。特に、小売店、飲食店、娯楽・サービス業において、PDS の受容性改善効果が大きい。 ・都心来訪者、及び小売・飲食・サービス業者では、如何なる課金額の RP であっても過半数の賛成を得ることは困難だが、PDS であれば市民で 700 円以下、事業者で 500 円以下の場合に、50%以上の賛成率が得られる。 <p>2) 交通改善効果に関する知見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の RP の場合、クルマ来訪者の削減効果は高いものの、300 円課金で都心来訪者が 4%、700 円課金では 8%減少し、定説通り、RP による都心空洞化の危険性が高いことが示された。 ・PDS では、RP と同じ通過交通削減効果が得られ、また全額返金の PDS とした場合では、都心部の交通環境の改善効果と目的来訪者への料金負担軽減によって、都心来訪者数が 1%増加した。 ・一部返金型の PDS では、RP と全額返金型 PDS の中間的な効果が示され、都心来訪の自動車交通を削減しつつ、都心来訪者数減少といった負の効果が緩和できた。 <p>3) GPS 携帯電話を活用した PDS 試作機に関する知見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地での精度検証により、当該試作機で進入課金と返金を行うことが可能であることが示された。

施策メニュー		グリーン物流 モーダルシフト
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省では、グリーン物流パートナーシップ会議を設置し、荷主事業者、物流事業者等の連携により、物流による CO2 排出削減に取り組んでいる。同会議では、ブロック毎に地域協議会を設置している。 地方公共団体においても、神戸市、大阪市などのように、環境負荷の少ない海上貨物輸送へのシフトを支援する制度を設けるなどの施策を実施している例が見られる。
注目すべき事例概要	実施主体	神戸市
	概要・特徴	<p>◆神戸モーダルシフト補助制度(内航フィーダーコンテナ輸送に対するインセンティブ補助制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸港が有する充実した内航フィーダー網やフェリー網を活用し、物流分野における CO2 排出削減に向けたモーダルシフトの取組みを支援するとともに、瀬戸内海沿岸からの貨物の集荷を促進するために、この制度を実施している。 ○対象事業 <ul style="list-style-type: none"> 神戸港を経由する輸出入コンテナで、内航フィーダーを活用してモーダルシフトを実施する事業に対して、必要な経費の一部を補助。なお、本補助制度における「モーダルシフト」とは、次のいずれかに該当するものとしている。 <ul style="list-style-type: none"> 陸上輸送から海上輸送への転換 新規に海上輸送する貨物 既存海上輸送貨物量の増加 ○対象事業者 <ul style="list-style-type: none"> 荷主、外航船社、内航船社等。ただし、申請にあたっては、荷主、フォワーダー、外航船社等のコンテナ貨物の「輸送依頼者」と、内航船社、はしけ事業者、物流事業者等の「輸送事業者」による共同申請を条件。 ○補助金額 <ul style="list-style-type: none"> 1TEUあたり1,000円(上限500万円) 注)TEU(Twenty-foot Equivalent Unit) コンテナの本数を20フィート・コンテナに換算した場合の単位
	実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> 2006年度より実施 ※2006年度、2007年度は、モーダルシフトのための施設整備に対する補助も併せて実施。2008年度からは、実際の輸送事業のみが補助対象となっている。
	実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> 2007年度は、補助金交付対象事業として決定しました6件の事業計画のうち、事業中止届のあった2件を除く4件の補助金交付対象事業によるCO2排出削減効果は、約7,750t/年と計算(平成20年2月末までの輸送実績をもとに通年換算したCO2排出削減量)。貨物量としては、4件の補助金交付対象事業により、約27万t/年、約12,900TEU/年の貨物が新たに神戸港経由で輸送されることになる。

施策メニュー		カーフリーデー
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会づくりに向けた都市交通施策としては、自家用車等の市街地への流入規制、公共交通利用の促進、自転車・徒歩移動の喚起等を国、地方公共団体、民間 NPO 等が推進している。 ・これらの施策を推進するためには、まず市民や企業に都市交通のあり方に関心を持ってもらい、幅広く議論を行った上で、コンセンサスを得る必要がある。 ・市民や企業の関心を高めるための取組みとしては、ヨーロッパで始まり、近年日本でも行われるようになった「カーフリーデー」が参考になると考えられる。 ・カーフリーデーとは、都市の中心部でマイカーを使わないことで、交通や環境、都市生活と車の使い方の問題について考える日である。 ・1997 年に、フランスのラ・ロシェルで「車のない日」として始まり、2000 年に「カーフリーデー」として欧州委員会の補助プロジェクトとなりヨーロッパ中に広がった。2002 年からは 9 月 16 日から 22 日を「モビリティウィーク」として規模を拡張している。2007 年からは 2000 都市が参加する世界レベルのイベントとなっている。 ・日本では 2000 年に、市民団体が東京で取り組んだのが最初だが、日本としてヨーロッパと連動して本格的な活動が始まったのは、ヨーロッパ運営委員会が日本担当ナショナルコーディネーターを指名した 2004 年からである。その年には、横浜市では市民団体、名古屋市では行政主体、松本市では官民協働で参加し、2008 年には横浜市、名古屋市、松本市、福井市、那覇市、さいたま市、高松市が参加している。 ・仙台市では今年度初参加する
注目すべき事例概要	実施主体	フランス パリ市
	概要・特徴	<p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーフリーデーは、1997 年に行われたフランス、ラ・ロッシェルの「車のない日」が発端となっている。フランスの国土整備・環境省は、この試みは大変意味深いことと考え、大臣の呼びかけに応じた都市において、1998 年からはフランスの催しとして「En Ville, sans ma voiture (街ではマイカーを使わない)」という名称で行ってきた。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーフリーデーでは、朝から夕方まで、普段は車に占拠されている都心部などの特定地区内から公共交通等を除いて、マイカーを追い出し、自転車、公共交通とともに歩行者のための都市空間が作り出される。また、マイカーに頼らなくてもモビリティを制約されることなしに都市内を移動できることに気づくよう、公共交通の増便(その運賃は通常よりも安いか無料)、シャトル便で連絡される駐車場の確保、相乗りの促進、レンタル自転車の設置等が実施されている。 ・なお、2000 年からは、欧州委員会(環境総局)のプロジェクトとなり、カーフリーデーという名称が一般的に使われるようになった。 ・2002 年からは、このカーフリーデーをさらに発展させ、1 週間の都市と交通に関わる催しとして、モビリティウィークが始まった。1 週間の内に環境や交通に関わるテーマについてキャンペーンを行うものであり、今ではカーフリーデーはこのモビリティウィークの中心イベントと位置づけられる。 ・1997 年からの努力の成果によって、必要な交通施策を講じる際の様々なセクター、市民との軋轢も少なくなり、都心部の車の使い方については市民の意識は十分に理解を示したとして、カーフリーデーに変わり 2004 年からは「Bougez Autrement (いつもと違う移動をしよう)」という名称で 1 日だけのイベントから新しい交通施策の恒常化を目指した取組みに発展している。
	実施時期等	・1997 年～

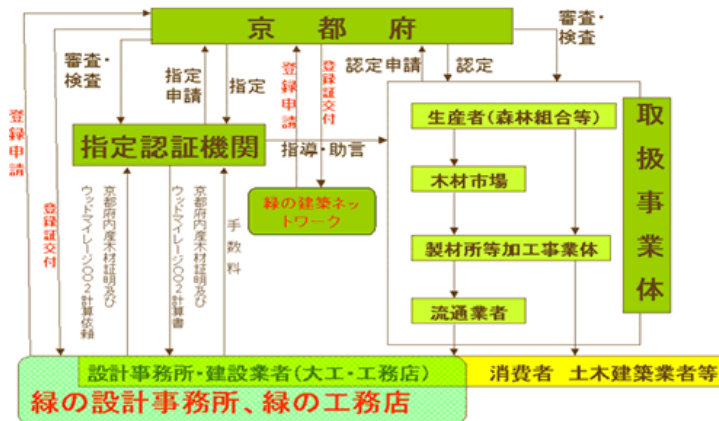


2005 年パリの
カーフリーデーの様子

実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・いつもと違う交通手段で行動することにより、都市住民に地球環境や都市生活の質の問題等を考えるきっかけを与えてきた。 ・このイベントを継続的に実施してきた結果、短期的なイベントから、新しい交通施策の恒常化を目指した取組みへと発展している。
参考にするべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的なものではあるものの、都市住民が交通手段を変えて行動することによって、公共交通の存在・利便性に関心を集め、既存の公共交通の利用を促進し、さらには、新たな都市交通のあり方に関する議論を高めている。
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的なイベントに終わらないよう、イベント参加者の関心を高め、公共交通利用に誘導するような設計が必要である。

施策メニュー		代替エネルギー自動車の普及施策
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車(エコカー・クリーンエネルギー車・代替燃料車)としては、LPG自動車(天然ガス自動車)、メタノール自動車、電気自動車、燃料電池自動車、水素自動車、ハイブリッド自動車などがある。なお、この中では、ハイブリッド自動車が最も実用化が進んでいると言われている。 (参考: http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/iten/kankyo/pdf/ecocar.pdf) ・こうした低公害車の普及に向けて、国、自治体等では、公営バス事業や清掃事業などを中心とした率先導入、低公害車取得の際の税制上の優遇措置等様々な普及促進施策を展開している。
注目すべき事例概要	実施主体	(実施主体)小田原市 (連携主体)小田原市低公害車普及促進会議、神奈川県ほか
	概要・特徴	◆おだわらエコカープロジェクト ○背景 ・小田原市では、「低公害車が走るまち・おだわら」のコンセプトに掲げた「小田原市低公害車普及促進計画」を1998年3月に策定し、市民・事業者・行政等が一体となって、市民レベルでの低公害車の普及を推進している。 ○概要 ・市民、事業者、市からなる『おだわらエコカープロジェクト(小田原市低公害車普及促進会議)』(2005年4月現在、事業者会員:65、個人会員:34、賛助会員:3、顧問:4)が組織され、低公害車購入費補助制度、駐車料金の減免、低公害車のレンタル事業などを行っている。また普及啓発事業として、低公害車体験試乗会、低公害車絵画・ポスターコンクールの実施、会報「さわやかカーおだわら」の発行、交流会の開催など、市民レベルでの精力的な運動を展開。 ※低公害車の購入費補助 ・「地球温暖化対策推進事業費補助金」事業では、太陽光発電設備、風力発電設備の購入とともに、低公害車の購入にも補助金が支給される。 ・補助対象となる低公害車は、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車。 ・電気自動車と天然ガス自動車に対する補助金額は改造費(車輛価格とベース車の価格との差額)の1/4を基準として設定した額。ハイブリッド自動車に関しては一律3万円となる。 ※低公害車の駐車料金の減免 ・小田原市に登録された低公害車は、小田原栄町駐車場の駐車料金がはじめての1時間無料になる。 ・また、小田原市久野のこどもの森公園・わんぱくらんどに、低公害車が優先的に止められる駐車スペースが2台分設置されている。 ※低公害車の通行料金の減免 ・低公害車は有料道路の通行料金が減免される。対象の有料道路は、 芦ノ湖スカイライン 50%引き(普通車:通常600円 ⇒ 300円) 南富士エバーグリーンライン 33%~40%引き(普通車:通常500円 ⇒ 300円) 伊豆スカイライン 50%引き(普通車:通常往復料金1,920円 ⇒ 960円) 箱根スカイライン 50%引き(普通車:通常350円 ⇒ 180円)
	実施時期等	・1998年～
	実績・効果	・2004年度末における小田原市の公用車に占める低公害車数は、全車両数323台中105台(低排出ガス車を含む)
	参考にすべき点	・市民、事業者、市が連携して、低公害車の普及に向けて、様々な方法による運動を展開している。特に、購入補助に限らず、駐車料金の減免、低公害車のレンタル制度等を導入している点が注目される。

施策メニュー		地域産木材利用の促進
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> ・国の林野庁の主導により国産材利用の国民運動「木づかい運動」が進められており、多くの地方公共団体(特に都道府県)においても地域産木材利用の促進を目指す施策を展開している。 ・低炭素社会の実現を目的に位置付けた地域産木材利用促進の先駆的な事例として、「京都府産木材認証制度(ウッドマイレージ CO2 認証制度)」がある。
実施主体		京都府
注目すべき事例概要	概要・特徴	<p>◆京都府産木材認証制度(ウッドマイレージ CO2 認証制度)</p> <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府では全国各地と同様、戦後に植林されたスギ・ヒノキなどの人工林が急速に伐採期を迎え、森林資源が充実に近づきつつある。しかし国内の木材生産体制の合理化が遅れ、地域産木材や国産材は資源の充実に反して使用されなくなり、材価の低迷、林業への関心の低下、中山間地の過疎化による労働力不足などがあいまって、放置され荒廃した人工林の急増が大きな社会問題になっている。 ・このような中、従来の産業振興政策の切り口だけでは課題の解決が困難であることから、京都府は2002年度に、従来の産業振興政策の枠を越え、緑豊かな環境を総合的に保全整備するための施策として、「緑の公共事業プロジェクト」を策定し、具体的な施策をアクションプランとして取りまとめた。ウッドマイレージ CO2 認証制度もこの中の施策の一つである。 ・京都府農林水産部林務課を中心に、京都府地球温暖化防止活動推進センターや地元関係事業者、学識者、ウッドマイルズ研究会などで構成されるワーキンググループでの検討を経て、2004年12月に認証制度が創設された。間伐材製品から試験的に運用を始め、2005年2月16日の京都議定書発効日に合わせて認証木材の初出荷が行われた。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府内で生産された木材であることの「産地証明」に加え、その木材の輸送時に排出される「二酸化炭素の量(ウッドマイレージ CO2)」を算出することで、地域の木を利用することによる地球温暖化防止策を進める制度である。 ・使用者や購入者は使用した京都府産木材について、京都府地球温暖化防止活動推進センターに依頼することで、木材の産地証明と輸送時に排出される CO2 量を記載した「京都府産木材証明書及びウッドマイレージ CO2 計算書」を入手できる。 ・環境にやさしい地域産木材を使う工務店や設計事務所等から申請に基づき、緑の工務店、緑の設計事務所、緑の建築ネットワークとして登録できる。 ・認証木材の使用事例には、木製山ダム・仮設防護柵・木工沈床といった土木や、環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業に合わせた住宅への使用があり、住宅では認証木材1㎡あたり1万円(上限20万円)の交付金も出している。
	実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年度に制度を創設し、間伐材製品に限定して運用開始 ・2005年12月末に制度改正を行い、対象を住宅などに使用される一般木材にも拡大



○特徴

- ・民間運営: 京都府が制度の枠組みを決め、認証と制度運営を行う「認証機関」の指定と京都府産木材の生産・加工・流通を担う「取扱事業者」の認定を自主的な申請に基づいて行うが、制度自体の運営は認証機関を中心に民間の知恵や工夫を活かす仕組みとなっている。
- ・第三者機関による認証: 木材の生産や流通・加工に直接関係しない第三者である「京都府地球温暖化防止活動推進センター」を認証機関として指定し、制度の透明性や公平性を高める工夫をしている。
- ・環境指標「ウッドマイレージ CO2」: 木材輸送に係る CO2 排出量を示すことで、地球温暖化への影響を意識してもらうとともに、府内産木材の選択を誘導する仕組みとなっている。

実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年度は、177件、2,460 m³の京都府産木材についての計算書を発行し、あわせて235tのCO₂削減効果があった。(総会報告資料2008年8月16日)・認証制度参加事業体数が増加し、現在では取扱事業体が167、緑の事業体が190と多くの事業体が参画。認証木材の証明件数・木材量も、制度創設から2008年9月までに150件、4,059 m³となり、ウッドマイレージCO₂削減量は合計で427,387 kg(ガソリン179,502ℓ分)である。木の家づくり支援事業の実績は、2006年度40棟、2007年度83棟、2008年度150棟(予定)であり、府全体の年間着工戸数(約8,000棟)に比べるとわずかであるが、徐々に増えてきている。 ・地域NPO活動との連携や彩工房のモデルハウスへの採用、地方銀行による住宅融資優遇制度の利用などにも波及。
参考にするべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書」の仕組みにより、木材のトレーサビリティを可能なものとしていること ・CO₂排出量を指標として「見える化」することで、木材利用と地球温暖化問題の関係性を、消費者に分かりやすく示していること ・大規模事業者がCO₂排出量削減を目的として利用するなど新たな分野における展開も期待できること
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の認知・活用のさらなる拡大 ・認証木材の安定供給・需要拡大 ・認証木材の品質確保(現在の制度では品質は認証していない)
導入可能性に関する考察	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の地球温暖化問題への関心は高いと考えられることから、地域工務店や製材所等の事業への参画、認証機関等の体制の構築が出来れば、導入は可能であると考えられる。
導入の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市における木材の生産・流通・消費の現状等の把握 ・仙台市に合った事業スキームの構築 ・認証機関等の運営体制の整備
課題克服のヒント	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市に合った事業スキームの構築、認証機関等の運営体制の整備が必要と思われる。それに向けて、木材利用と低炭素都市づくりに関する勉強会等を立ち上げて検討を深めるべきと思われる。

施策メニュー		風の道
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> ・大都市の中心部などでは、道路舗装や建築物の増加、冷暖房などの人工的な熱の増加によって地表面における熱の収支が変化し、都市中心部の気温が郊外に比べて高くなる「ヒートアイランド現象」が観測されている。 ・「風の道」は、建物の配置を工夫するなど都市計画を見直して、郊外から都市部へ風を誘導する通り道をつくることで、ヒートアイランド現象に代表される都市中心部での気温上昇を緩和するとともに、地球温暖化や大気汚染などの環境対策を実現しようという考え方や手法のことである。 ・「風の道」を都市計画に導入した先駆的な事例としては、シュツットガルト市の「風の道計画」がある。この計画は、我が国でも、1998年に「環境白書」で紹介されるなど早くから注目されてきた。 ・なお、我が国では、「風の道」に関する研究・調査は多くなされているものの、都市計画の中に「風の道」を明確に位置付けた上で実施し、その効果が報告されている事例は未だ見られない。
注目すべき事例概要	実施主体	ドイツ シュツットガルト市
	概要・特徴	<p>◆「風の道計画」</p> <p>○経緯・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南ドイツにある人口約 60 万人のシュツットガルト市は、自動車産業が立地する工業都市である。周辺を山地に囲まれたすり鉢状の盆地に市街地が広がっている地形の影響で大気の流れが制限されるため、都心と郊外の温度差が 6 度にも達するヒートアイランド現象が大きな課題となっていた。 ・ヒートアイランド現象を緩和させるために、気温、湿度をコントロールする風に着目して「風の道計画」を策定した。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「風の道計画」では、「土地利用計画」と「地区詳細計画」という二段階の計画によって、実際の土地利用と建築行為に対し詳細な規則が定められている。例えば、郊外から都心へ風の流れを誘導するように、公園、緑地等を連続的に配置するとともに、建物のセットバック、高さ制限、緑の保全・導入、建替え以外の新規建築行為の禁止等の規制が行われ、そのうえで屋上庭園や水を張ったウェットルーフの設置や街路樹の植栽など、様々な手段を講じて都市部の気温上昇を抑える対策を行っている。
	実施時期等	・1980 年代～
	実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・風の道の定量的な効果は、これまでのところ明確なものとなっていないが、市街地に丘陵地帯からの冷気流を誘導することになり、汚染された大気の拡散や夏季の気温上昇の緩和に貢献したとされている。 ・シュツットガルト市で行ってきた都市気候の分析やクリマアトラス作成のプロセスに関して、1997 年に FDA(ドイツ技術協会)の報告書が出版され調査プロセスが規格化された。
	参考にすべき点	・「風の道」をつくるという明確な目的を設定し、「土地利用計画」と「地区詳細計画」という二段階の計画によって、実質的な土地利用と建築行為に対し詳細な規則を定めた。

施策メニュー		地域間のカーボンオフセット
関連事例の全体動向	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンオフセットとは、市民、企業等が、①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、③削減が困難な部分の排出量を把握し、④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせることである。(環境省「我が国におけるカーボンオフセットのあり方について(指針)」) ・このカーボンオフセットは、個人間、企業間で行われることが一般的であるが、ここ数年、自治体間でのカーボンオフセットの取組が見られるようになってきている。メリットとしては、クレジットを購入する自治体はそのクレジットを目標達成に用いることができ、クレジットを提供する自治体は、その資金を地域の森林整備等に充てられることが挙げられる。 ・以下で紹介する港区とあきる野市の事例は、自治体間のカーボンオフセットに関して全国初の取組である。なお、他には、世田谷区と川場村間でも協定締結に向けた動きがある。 	
注目すべき事例概要	実施主体	東京都港区、あきる野市
	概要・特徴	<p>◆港区によるあきる野市・市有林整備とカーボンオフセット</p> <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、2005年から環境学習として相互の地域(あきる野市の森林、港区の干潟)を見学し合う中で、「多摩地区の山林の多くは十分な手入れがされていないため、荒れている。一方、都会はCO2をたくさん出している。都心と森の行政同士、お互い何かできないか考えた」(港区環境課長談)ことがきっかけで始まった。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林をもつあきる野市と大都会の港区が連携し、地球温暖化防止策に取り組んでいるもの。あきる野市は同市仮寄地区の市有林約20haを港区に無償貸与し、港区は2007～2008年度で約3億円を投じて同地区の森林を整備する方針。 ・この整備によりCO2吸収量が年間約182t増加すると見込まれ、港区は区有施設からのCO2排出量をオフセットする。またあきる野産木材は区施設に使用される予定で、自治体間で環境対策と経済活動の好循環を生み出す全国初の取組みとして注目を集めている。 ・20haでの森林整備については、市と区がゾーニング案を作成。森林整備は都森林組合に委託して行われるが、作業には、区・市民のボランティアやNPOも参加する。 ・整備後は作業道を整備しハイキングコースとして利用するほか、環境学習の場としても活用することとなっている。
	実施時期等	・2007年～
	実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・放置されていた市有林の整備につながる。(木材の質の向上、風害等への耐性向上、生物多様性の向上等) ・整備によりCO2吸収量が年間約182t増加すると見込まれる。 ・あきる野市産木材の利用が進むことが見込まれる。
	参考にすべき点	・資金提供に留まらず、あきる野市産木材の区施設での利用や、市民の交流など、カーボンオフセットに留まらず、環境・経済・社会側面への波及効果も狙っている。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・港区のCO2排出量総量から見ると、本事業でオフセットできる量は極めて小さい。 ・直接の排出者である港区の企業等からの資金供与等の協力の働きかけが望まれる。

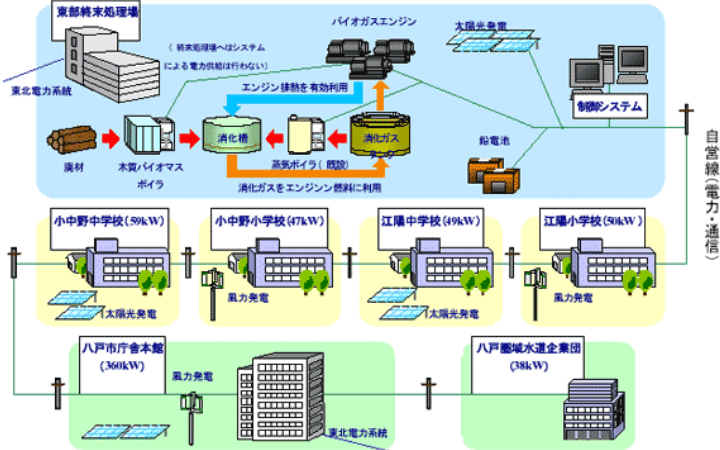
施策メニュー		地域における森林認証制度(FSC)の活用
関連事例の全体動向	<ul style="list-style-type: none"> ・森林認証制度は、世界的な森林減少・劣化の問題と、グリーンコンシューマリズムの高まりを背景として生まれた、「適切な森林管理」を認証し、その森林で生産された木材及び木材製品をラベリングする制度であり、「認証とラベリング」という市場を活用するソフトな政策手段によって持続可能な森林管理(SFM)を普及させることを目的とするものである。認証された森林から出される林産物は、認証ラベルをつけて市場に出荷される。 ・森林認証の認証機関は、国際的な機関としては、FSC(Forest Stewardship Council)、PEFC(The Pan-European Certification Process)等がある。また、国内の森林認証機関としては、SGEC(「緑の循環」認証会議)がある。 ・日本で最も早くに導入された FSC の認証には、適切な森林管理であることの認証を行う「森林管理の認証」と認証森林の林産物を材料とした製品であることの認証を行う「生産物認証(CoC 認証)」の 2 つがある。後者は「流通の認証」であり、生産者と消費者をつなぐために必要となるものである。 ・日本における森林管理認証は FSC と SGEC の 2 種類があり、FSC が 24 カ所、認証面積 276,433ha(2007 年 4 月 24 日現在)、SGEC が 276 事業体、740,193ha(2008 年 12 月 20 日現在)となっている。 	
注目すべき事例概要	実施主体	山梨県
	概要・特徴	<p>◆県有林における森林管理認証の取得</p> <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な森林管理認証を受けることにより、山梨県県有林がこれまで積み重ねてきた森林管理の実績を内外にアピールするとともに、世界標準の視点を踏まえた、持続可能な森林経営をさらに推進する。また、県有林材の付加価値の向上を図る。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県は、158,000ha の県有林を有する。これは県全面積の 35%、県全森林面積の 45%を占めることになる。なお、県土面積、県の森林面積に対する県有林の比率並びに県民一人当たりの県有林面積は全国一である。 ・県有林の管理は、県有林管理計画(2006～2015 年度)に基づいて行うこととしているが、その際、FSC の 10 の原則と 56 の規準に沿ったグローバルスタンダードな視点を付加している。 <p>※FSC の 10 の原則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> ① 法律と FSC の原則の遵守 森林管理は、その国のすべての森林関連法およびその国が加盟する全ての国際条約と国際的取り決めを遵守するとともに、FSC の原則と規準に沿うものであること。 ② 保有権、使用権および責務 土地や森林資源に対する長期にわたる保有や使用の権利は、明確に規定されるとともに文書化され、また法的に確立されること。 ③ 先住民の権利 先住民が、彼らの土地やテリトリー、資源を所有、利用、そして管理する法的及び慣習的権利が認められ、尊重されること。 ④ 地域社会との関係と労働者の権利 森林管理は、林業に従事するものと地域社会が、長期にわたり社会的、そして経済的に十分な便益を得られる状態を継続、あるいは高めるものであること。 ⑤ 森林のもたらす便益 森林管理は、経済的な継続性と、環境や社会が享受しているさまざまな便益とを確保できるよう、森林から得られる多様な生産物やサービスの効果的な利用を促進するものであること。 ⑥ 環境への影響 森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、水資源、土壌、そしてかけがえのない、しかも壊れやすい生態系や景観を保全し、生態学的な機能や森林の健全さを維持するものであること。 ⑦ 管理計画 森林において実施される事業の規模と内容に応じた適切な管理計画が文書化され、それに沿って事業が実施され、また、常に更新されること。また、長期的な見地に立った管理目標や目標達成のための手段が明確に指示されること。 ⑧ モニタリングと評価 森林管理の規模と内容に応じた適切なモニタリングが、森林の状態、林産物の生産量、生産・加工・流通各段階、管理作業およびそれらが社会や環境に与える影響を評価するために行われること。 ⑨ 保護価値の高い森林の保存 保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、または高めるものでなければならない。保護価値の高い森林に関する決定は、常に慎重に行われなければならない。 ⑩ 植林 植林は、原則の 1 から 9 及び原則 10 とその規準とに従って計画および管理されるものとする。植林は、社会的、そして経済的便益を提供し、世界の林産物需要を満たすと同時に、天然林の管理を補助し、天然林への利用圧を軽減し、その復元および保全を推進するものであること。 </div>

	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な森林経営をさらに推進していくために、2003年4月に、県有林のほぼ全域 143,000ha で FSC 森林管理認証を取得した。(当時では、国内 8 番目、公有林としては初めての認証) ・その後年次審査を行いながら認証を保持し、適切な管理に努めている。具体的には、以下のような取組みを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> → 木を伐る場合、木の上の希少な動物の棲家や木の周りがある植物を保護する対策をとったうえで実施する。 → 景観維持、野生動物の移動経路、山腹崩壊防止、道路保護などのため、保護樹帯を設けている。 → 木を伐る期間を長くし、木材の付加価値を高めて保育コストを軽減するほか、下層植生や根系の発達を促し、土壌を保全している。 → 針葉樹と広葉樹が混ざり合った林をつくり、水土保持機能を高めている。
実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年4月 認証を取得 ・2004年、2006年、2007年、2008年 年次監査を実施
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内ではまだ取得事例の少ない森林認証制度を先駆的に導入したことで、他の地域への普及啓発、認証の波及が図られた。 ・森林の管理水準を改善し、地球温暖化防止のための CO2 吸収機能など森林の多面的機能が向上したと思われる。 ・適切に管理された森林から生産される木材をラベルで認証することにより、消費者の選択的な購入を可能とすることで、消費者の信頼と安心を得るとともに、地域材をアピールすることができた。(県内ではワインの化粧箱やコップを置くコースターなどの「FSC 認証」製品が商品化されている。)
参考にするべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・県土面積、県の森林面積に対する県有林の比率は全国一、県民一人当たりの県有林面積も全国一という県の状況を背景に、大規模な県有林が一括で認証を受けることで、地域における持続可能な森林管理基盤を確立したこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市は、市面積の約57%が森林であるが、市有林の面積は、約1,200ha(全森林面積の3%弱)と小さく、市有林と市民生活との関係性の事情は異なる

施策メニュー		都市農園(コロニーガーデン)
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> 都市部における炭素のストック増加に向けた施策として、木造住宅を増やす、街路樹、緑地等を増やすなどのほか、農地を増やすことも考えられる。京都議定書の第一約束期間において、我が国は吸収源として「農地管理」を選択していないが、近年農地がCO2を吸収・排出するメカニズムが解明されてきていることもあり、ポスト京都議定書においては、重要な吸収源として位置付けられる可能性がある。また、自然を活かす生活、省エネ型の生活に関する学習の場、普及啓発の場としての意義も大きいと考えられる。 都市部における農地としては、ヨーロッパ各国に見られる市民農園が先進的な事例と考えられる。 市民農園は、自家菜園を所有することができない人々のために都市計画上または特別保護法の下に、半私半公の利用兼休養緑地として設定された、一種の小菜園のことであり、デンマークではコロニーガーデン、イギリスではアロットメントガーデン、ドイツではクラインガルテンと呼ばれる。 中でもデンマークにおけるコロニーガーデンは夏期6ヶ月間のみ宿泊が許されており、農園と住居という異なる2つの性格を併せ持った施設であることから、環境配慮型のライフスタイルへの誘導、二地域居住への発展などのきっかけとして有望であり、低炭素社会づくりに資するものと考えられる。
注目すべき事例概要	実施主体	デンマーク及びコペンハーゲン市
	概要・特徴	<p>◆デンマークにおけるコロニーガーデン</p> <p>○起源、背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> コロニーガーデンの起源にはいくつかの流れが考えられるが、そのひとつは市民によって自然発生的に都市街壁の外に作られたキッチンガーデンあるいはホップガーデンなどと呼ばれる菜園で、17世紀にはすでにいくつか存在していた。もうひとつは現ドイツ北部のキール市からの影響を受け、デンマークにも19世紀初めに設置されるようになった貧困世帯向けの菜園である。これらは食料の生産を第一の目的とし、官と民の直接契約によって土地が貸し出されていた。 第1次、第2次世界大戦中と戦後には、コロニーガーデンは食料生産の手段として重要な役割を果たし、その農園としての機能に再び注目が集まった。特に第2次世界大戦後には、多くのガーデンが開設され、その戸数は最大の100,000戸を数えた。 コロニーガーデンに対する関心は一時期低くなったが、10年程前からアーティストやインテリ層の人々によって、都市部のアパートに住みながら夏の間はコロニーガーデンで緑に囲まれて暮らすというライフスタイルが「再発見」されるようになり、再び関心は高まっている。 背景には、都市部の住宅価格が高騰し庭付きの住居の購入が困難になったこと、結婚して子供が生まれてからも郊外に移らず都市部での暮らしを希望するなどの生活意識の変化などがあるとされる。現在では、手作りの小屋やインテリアを重視した写真集のような本や雑誌も多く出版されるようになり、特に都心部のコロニーガーデンを利用するには長い間順番待ちをしなければならない程人気が高まっている。また、退職した老夫婦や子育て中の若い家族、また都市で暮らすことを好む独身の人など、様々な人々がコロニーガーデンを利用している。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 2000年の調査によると、デンマーク全体でコロニーガーデンは62,150戸あり、1,019のガーデン協会に属している。 区画数は数戸から数百戸まで様々なものがあり、各区画の広さも15㎡程の小さなものから、400㎡を超える大きなものまで様々である。 コロニーガーデンには、小屋を建てて宿泊することができる「オーバーナイトガーデン」と昼間の利用のみが許される「デイガーデン」があり、2000年に行われた統計によると「オーバーナイトガーデン」はデンマーク全体のコロニーガーデンの67%を占める。 2001年に制定されたコロニーガーデン法によって、コロニーガーデンは利用者の都市生活を補完する庭としてはもちろん、それ以外の市民にとっても散歩などで訪れることのできる緑地として保存されることが決定している。
		
		図 コペンハーゲン周辺のコロニーガーデンの分布

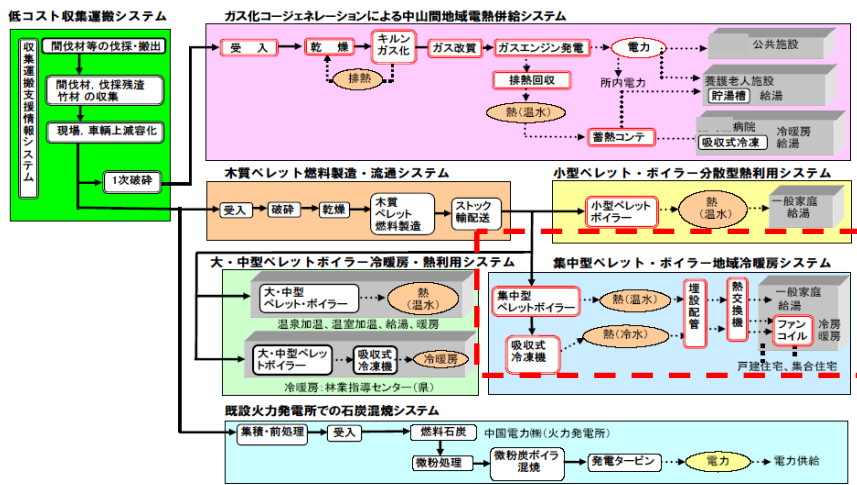
	<p>○分布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロニーガーデンの分布は、地域Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの大きく3つに分類することができる(上図参照)。地域Ⅰにあるコロニーガーデンは市の中心部から半径2km圏にあり、1920年以前に設立され、市が所有するものが中心である。地域Ⅱにあるものは市の中心部から4~5kmに位置し、1920年代から1950年代に設立されたものが中心であるが、土地の所有形態は市所有型に混ざって、ガーデン協会による共同所有型も見られる。地域Ⅲは市外へ放射状に広がるもので、1940年代以降に設立されたもの。土地の所有者は、市、共同所有とともに国有のものが見られる。これは1960年代、コロニーガーデンの不足を補うために、農業省が中心となって郊外の土地を購入し、コロニーガーデンを設立したことによる。全体的に、中心部から郊外へ向かうに従って設立年代は新しく、敷地は広く、住居設備は充実する傾向にある。
実施時期等	・17世紀～
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年の調査によると、デンマーク全体でコロニーガーデンは62,150戸。 ・都心に近く緑に囲まれて住むことのできる場所として人気が高まっている。
参考にすべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・コロニーガーデンが利用者にとって都市生活を補完するであるとともに、それ以外の市民にとっても散歩などで訪れる緑地として保存されているなど、公共性の高い緑地保全に結びついている。 ・自然を活かす生活、省エネ型の生活に関する学習の場、普及啓発の場としての意義も大きいと考えられる。
課題・問題点	・年間を通じて不法に住みつく人が出るなどの問題が起こっている。
導入可能性に関する考察	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市は既に、市民農園整備促進法で定められた市民農園として、「レクリエーション農園」の登録と開設時の支援に取り組んでいる。具体的には、農園の開設時に土の補充、区分け、トイレ、水場、駐車場などの施設整備に経費の1/2、上限100万を補助するというものである。土地の貸し借りの手続き(1年契約、以後更新)は所有農家が行う。登録件数は30件程度。 ・なお、この「レクリエーション農園」は、農業従事者の高齢化等により農家を続けられなくなり耕作放棄された農地の増加を防ぐことが主目的である。
導入の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が土地を取得して農園を開設する場合は、用地の取得に大きな困難が伴うと考えられるが、一方で、現在進めている「レクリエーション農園」のように個人農家等が農地を貸す仕組みは、今後さらに拡大する余地はあると考えられる。 ・レクリエーション農園を開設している農業従事者から、利用者とのやり取りを行うのが面倒であるため、すべて市に手続きを任せたいという声が挙がっている。 ・レクリエーション農園の利用状況は、市街地中心部に近いほど人気が高く、交通の不便なところは敬遠されやすい。

<p>施策メニュー</p>	<p>農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての取扱</p>																																					
<p>関連事例の全体動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際ルールにおける温暖化ガスの吸収源としては、「森林経営」、「植生回復」、「農地管理」、「放牧地管理」の4つが認められており、各国が自由に選択できる。日本の場合、第1約束期間においては、「森林経営」と「植生回復」を選択しており、「農地管理」については、どの程度炭素を固定するか科学的知見が乏しかったため選択していない。 ・近年、農地がCO2を吸収・排出するメカニズムが徐々に解明され、IPCC第4次評価報告書においても「森林や農地の吸収は有効な削減手段」とされるなど、ポスト京都議定書に向けて、わが国の農地におけるCO2吸収量を正確に把握し、吸収源として活用しようとする機運が高まっている。 ・農林水産省でも、「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」(2007年6月策定)を2008年7月に改定し、「農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用」に関する施策を地球温暖化防止策に追加している。 																																					
<p>注目すべき事例概要</p>	<p>実施主体 農林水産省</p> <p>概要・特徴</p> <p>◆「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」における農地土壌の吸収源としての取扱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに地球温暖化防止策として追加された「農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用」のポイントは以下の通り。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能向上のため、モデル地区での実証などにより、農業者や消費者の理解を得つつ、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動を推進する。 ○ 温室効果ガスの吸収源としての農地土壌は、大気・水と並ぶ重要な資源であることから、将来にわたってこれを健全な状態で保全していくため、土壌中の炭素含有量等について定期的なモニタリングを実施する。 ○ 基盤整備の観点から農地土壌の炭素貯留機能を向上させるための実験事業を実施する。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="359 992 898 1473" style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動の推進</p> <p>モデル地区における調査(イメージ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>収益</th> <th>コスト</th> <th>農家所得</th> <th>炭素貯留効果</th> <th>メタン等の発生</th> <th>地球温暖化防止効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">慣行区</td> <td>不耕起</td> <td>-10</td> <td>-10</td> <td>±0</td> <td>+</td> <td>0</td> <td>+</td> </tr> <tr> <td>堆肥(少)</td> <td>+10</td> <td>+10</td> <td>±0</td> <td>+</td> <td>-</td> <td>±</td> </tr> <tr> <td>堆肥(多)</td> <td>+15</td> <td>+20</td> <td>-5</td> <td>+++</td> <td>-</td> <td>++</td> </tr> <tr> <td>緑肥A</td> <td>+15</td> <td>+20</td> <td>-5</td> <td>++</td> <td>-</td> <td>+</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"> コストと収益性の調査等 炭素貯留効果に関する知見の集積 </p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ・地域の実態に応じた最も効果的な営農体系の確立 ・農家所得への影響、地球温暖化防止効果を加味した効率的な施策の構築 </p> </div> <div data-bbox="914 992 1437 1496" style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">土壌中の炭素含有量等の定期的なモニタリング</p> <p style="text-align: center;">基盤整備による炭素貯留機能の向上</p> <p>炭素貯留効果が見込まれる事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土壌改良 ○ 暗渠排水 ○ 容土 <p style="text-align: center;">土地改良事業を活用した有機質資材の農地基盤への投入</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(土壌改良)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(暗渠敷設)</p> </div> </div> </div> </div>			収益	コスト	農家所得	炭素貯留効果	メタン等の発生	地球温暖化防止効果	慣行区	不耕起	-10	-10	±0	+	0	+	堆肥(少)	+10	+10	±0	+	-	±	堆肥(多)	+15	+20	-5	+++	-	++	緑肥A	+15	+20	-5	++	-	+
		収益	コスト	農家所得	炭素貯留効果	メタン等の発生	地球温暖化防止効果																															
慣行区	不耕起	-10	-10	±0	+	0	+																															
	堆肥(少)	+10	+10	±0	+	-	±																															
	堆肥(多)	+15	+20	-5	+++	-	++																															
	緑肥A	+15	+20	-5	++	-	+																															

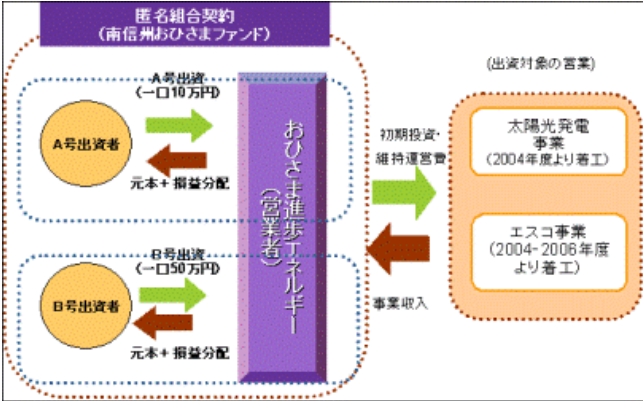
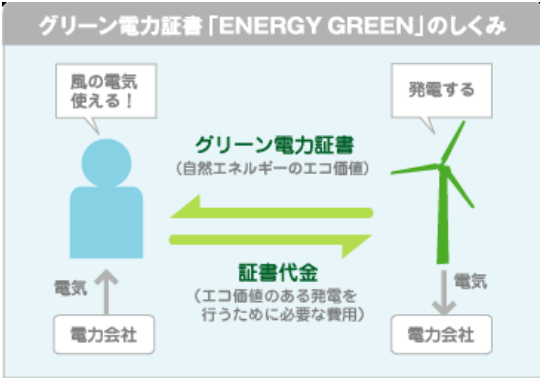
施策メニュー		マイクログリッドによる分散型エネルギーシステム
関連事例の全体動向	<p>・一般的にマイクログリッドとは、一定地域内において、複数の多様な分散型電源をネットワーク化し、エネルギーを供給するシステムであり、具体的には以下の特徴を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般的に、複数の需要家が存在する特定地域を対象としたもので、コージェネレーションや太陽光発電などの分散型電源と小規模電力供給ネットワークにより構成され、既存の大規模電力系統から独立して運転可能なオンサイト型の電力供給システムである。 ② 既存系統との関係では、a) 完全に独立したタイプ、b) 1～2 点で連系し、マイクログリッド内での事故発生時などの電力が不足する場合にバックアップ的に系統から融通を得るタイプがある。 ③ 限られた分散型電源により、高効率、高信頼度で供給するために、一般的にITを利用して複数の分散電源や負荷を総合的に制御する形態がとられる。 <p>・マイクログリッドによってネットワーク化された分散型エネルギーシステムには、以下のメリットが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 設備投資：電気や熱を使う場所の近くで発電するので、送電線で長い距離を運ぶ必要がなく、送電設備投資などの大規模なインフラ投資と送電損失を回避することができる。 ② 環境・効率：需要場所での発電のため、発電の際に発生する膨大な排熱を極力自然界へ放出せずに活用できるため、エネルギー効率面と併せて地球環境面からも望ましい。 ③ 災害リスク：送電網が寸断されて大規模停電に繋がらないよう、災害リスク分散型のシステムとして、社会活動の機能停止に至る災害リスクを防止する。 ④ 安全性：新エネルギー等の活用を図り、エネルギー源をできるだけ多様化することにより、特定エネルギー源への依存度を下げることが可能となり、エネルギー供給の安定性が向上する。 <p>・日本国内でのマイクログリッド導入状況としては、愛知県長久手町(愛・地球博)、青森県八戸市、京都府京丹後市等での実証実験があるが、実用レベルの導入はまだない。</p>	
注目すべき事例概要	実施主体	青森県八戸市、(株)三菱総合研究所、三菱電機(株)
	概要・特徴	<p>○背景</p> <p>・当初、八戸市では風力発電と太陽光発電によるエネルギー供給を目指してきたが、天候頼みのこれらの施設だけでは安定供給という点が課題になり、実現には至らなかった。そこで、青森県や企業の研究者とともにプロジェクトチームを立ち上げ、新たなエネルギー供給システムの開発を検討してきた。</p> <p>・そうした中から、風力や太陽光に加えて安定した電力供給が可能な下水処理場のバイオガス発電を組み合わせることで、発電量の大幅な増加を図るとともに、生み出された電気をIT制御によって安定した品質で複数の施設に供給できるマイクログリッドに着目し、プロジェクトを立案した。</p> <p>○概要</p> <p>・2003年度から2007年度まで、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の委託事業として、自然条件により発電量が安定しない風力や太陽光を使いながら、比較的安定して発生する下水道汚泥のバイオガスによる発電と二次電池を組み合わせ、IT制御によって安定した品質の電気を市内の4つの小中学校と2つの公共施設に供給する実証実験を実施。</p> <p>・各発電設備は市内の4つの小中学校と下水道関連施設、市役所に設置し、これらを電力・通信のラインとなる延長約5kmの自営線でつなぐ。</p> <p>・売電で得られた資金を原資とした地域通貨を発行することによって、この取組みを地域経済の改善につなげる仕組みづくりも検討された。</p> <p>○特徴</p> <p>・自営線を設置し、ネットワーク内を独自に制御し、電源をすべて自然エネルギーでまかなうという内容は世界初の試みである。</p> <p>・従来のように、分散型電源から得られた再生可能エネルギーを、既存の電力系統を通じて電力会社に売電するのではなく、各施設間でエネルギーの相互融通をはかる点に特徴がある。</p>  <p>・このシステムは、自然条件により発電量が安定しない風力や太陽光を使いながら、比較的安定して発生する下水道汚泥のバイオガスによる発電と二次電池を組み合わせ、IT制御によって安定した品質の電気を供給するシステムであるが、実際に安定的に電力が得られることが実証された。・電力の供給先となるすべての施設の使用電力のほとんどを賄うことができた。(「下水道機構情報」記載情報より)</p>

実施期間	・2003～2007 年度 実証実験 ・2008 年度～ 本格展開
その他	・経済的な面から考えると実用レベルには達していない。

<p>施策メニュー</p>	<p>コージェネレーション</p>
<p>関連事例の全体動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションは、内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合的なエネルギー効率を高めるエネルギー供給システムである。 ・日本においては、近年の地球温暖化問題の社会的関心の高まりを背景に、製造サイドとして電機メーカーやガス会社が、需要者サイドとしてイメージ向上の効果も狙うスーパーマーケットやエネルギー需要家である大規模工場などが導入を進めている。
<p>注目すべき事例概要</p>	<p>実施主体 東京ガス(株)、(株)エネルギーアドバンス(東京ガス 100%出資子会社)</p> <p>概要・特徴</p> <p>◆幕張新都心国際ナショナル・ビジネス地区での高効率コージェネレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際化・高度情報化および先端技術の集積などに対応し得る都市として、千葉県が開発を計画した522haにおよぶ幕張新都心のうち、JR 京葉線南側の幕張新都心国際ナショナル・ビジネス地区(区域面積 約61.6ha 2005年3月31日現在)では、(株)エネルギーアドバンスが所有する幕張地域冷暖房センターが、地区内のビル等に、暖房・冷房・給湯用の熱供給を行っている。 ・暖房・給湯用には、都市ガスを熱源としたボイラー、さらに隣接する東京ガス幕張ビル内のコージェネレーション設備の排熱蒸気を有効活用している。 ・冷房用には、蒸気を動力源とする蒸気タービン駆動ターボ冷凍機と蒸気吸収式冷凍機により製造した冷水を供給している。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="547 712 971 1005"> </div> <div data-bbox="997 860 1356 936"> <p>幕張新都心国際ナショナル・ビジネス地区</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="547 1039 979 1361"> </div> <div data-bbox="997 1055 1348 1368"> <ol style="list-style-type: none"> ① 幕張地域冷暖房センター ② 東京ガス幕張ビル ③ ワールドビジネスガーデン ④ プレナ幕張 ⑤ ホテルグリーンタワー ⑥ ホテルフランス ⑦ ザ・マンハッタン ⑧ ホテルニューオータニ幕張 ⑨ 幕張プリンスホテル ⑩ 日本コンベンションセンター </div> </div> <p>・ガスコージェネレーションは、都市ガスを燃料として、ガスタービンで発電機を駆動して電気を起こすと共に、排ガスや冷却水の熱を回収して蒸気や温水を製造するもの。導入ビルは、最新の技術と設備による熱・電併給方式でエネルギーの効率的利用を図ると共に、電源・熱源の二重化により、安定かつ確実なエネルギー供給を実現している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="521 1518 986 1800"> </div> <div data-bbox="1021 1720 1412 1751"> <p>ガスコージェネレーションシステム</p> </div> </div>
<p>実施時期等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1989年 地区内のビル等に、暖房・冷房・給湯用の熱供給を開始 ・2008年3月 ガスエンジンコージェネレーション設備工事の竣工
<p>実績・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスコージェネレーションを導入したことで幕張地域冷暖房センター全体の年間総合エネルギー効率(COP)は従来の0.7から1.2程度の国内最高クラスへと大幅な改善が図られ、CO2排出削減量は余剰電力による波及効果も含め年間24,000tを超える大きな効果が期待できる。 ※年間総合エネルギー効率(COP=Coefficient of Performance)とは、冷凍機、ヒートポンプ、ボイラー等の年間入力エネルギー(電気・ガス等)に対する年間出力エネルギー(冷水・温水等)の比を表わし、数値が大きいほど高効率であることを示す。

<p>施策メニュー</p>	<p>新エネルギー導入による地域冷暖房</p>
<p>関連事例の全体動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域冷暖房は、一定地域内の建物群に熱供給設備(地域冷暖房プラント)から、地域導管を通して冷水・温水・蒸気などの熱媒を供給し、冷房・暖房・給湯などを行うシステム。 ・地域冷暖房の導入により、以下に示すようなメリットが期待できる。 <ul style="list-style-type: none"> ○未利用エネルギー(ゴミ焼却排熱、バイオマスエネルギー、河川水・海水・下水・地下水等の温度差エネルギー、工場排熱、変電所・地下鉄・送電線等の排熱等)の活用による省エネルギー効果 ○高効率システムの採用による省エネルギー効果 ○高度な運転技術による省エネルギーと安定供給の実現 ○クリーンエネルギーの使用、低 NOxバーナーの採用等による環境保全 ○ヒートアイランド対策への貢献 ○都市景観の向上 ○熱源の集中管理による安全性の向上
<p>注目すべき事例概要</p>	<p>実施主体: 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。) (委託先: 山口県⇒上記の内、地域冷暖房に関するシステムの再委託先: ㈱安成工務店)</p> <p>◆バイオマスエネルギー地域システム化実験事業</p> <p>○実証・実験の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県では、間伐材、伐採残渣等の未利用森林バイオマスの供給からエネルギー利用に至る一貫した利用システムを構築し、CO2 吸収源となる森林の整備や地域資源の循環利用、新たな産業や雇用の創出などを図るため、2001 年度に「やまぐち森林バイオマスエネルギープラン」を策定し、ガス化コージェネレーション、木質ペレットボイラーによる熱利用、石炭火力発電所における混焼の3種の総合的複合型エネルギー利用と、これら各システムに森林バイオマスを供給する低コスト収集・運搬システムの技術開発、実証等の取組みを企業等と連携して展開している。 ・山口県は、これらの実績をベースに、NEDO の委託事業として「バイオマスエネルギー地域システム化実験事業」を実施している。この事業は、川上から川下まで一貫した複合型森林バイオマスエネルギー活用システムを整備し、実証・実験を通じ実用化と経済性の確保を図り、エネルギー地産地消社会システムとしての確立と普及を目的とするものである。 ・実証実験において検証するシステム全体のフローを下図に示す。これらのシステムにより年間 15,000t の森林バイオマスの供給、原油換算で年間 3,300kl のエネルギー利用規模のトータルシステムが技術的、経済的に成立することを目標とする。  <p>◆地域冷暖房に関するシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の全体システムの中で、地域冷暖房に関するシステムは、点線枠の箇所であり、㈱安成工務店が再委託先として実証実験に取り組んでいる。 ・戸建、集合住宅団地において、集中型ペレットボイラーと道路埋設配管による冷暖房、給湯利用の地域冷暖房システムを整備する。 ・このシステムは、1)集中型ペレットボイラー、2)貯湯タンク、3)カロリーメーター、4)道路埋設配管、5)制御システム(熱需要変動へ対応した台数運転制御等)等で構成される。 ・実験は、㈱安成工務店が分譲する団地内(下関市)で実施。団地の一角にボイラー室を設け、冷暖房用の冷水・温水、給湯用の湯を地下に埋設した配管を通して各戸に供給している。燃料は、県内のスギやヒノキの間伐材を固めて作ったペレットを使っている。 ・山口県では、間伐により木々の日当たりが改善されるため、光合成が活発になりCO2の吸収が増えるとともに、腐敗した枯れ枝から生まれるCO2の削減にもつながるとしている。CO2削減量は、21戸で年間126t(重油換算で46kl相当)を見込んでいる。 ・NEDOの全額助成で、2009年度までに事業費は施設整備で約1億3千万円、ペレットの購入費などとして年間4百万円前後を見込んでいる。

実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・2005～2006年度 全体システム基本設計、個別システム基本設計、機器等の開発・製作 ・2007～2009年度 現地実証実験
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年3月現在、システムの基本設計、機器等の開発・製作が完了し、現地での実証実験を進めているところであり、その最終成果はまだ出ていない。
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲住宅への冷水・温水の供給は問題なく実施できている。 ・一方で、地域冷暖房を設置した住宅団地の分譲が不調(分譲予定21戸中10戸程度)で、設備がフル稼働となっていないため、期待したほどの効果を上げていない。なお、分譲が進まない理由は、立地の悪さ、広報宣伝の不徹底等と考えられる。
導入可能性に関する考察	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的には実用レベルに達していると思われるので、今後は導入コストを低減し、消費者への普及啓発・広報等を積極的に行えば、広く普及させることは可能であると考えられる。

<p>施策メニュー</p>	<p>グリーン電力証書による環境価値の証書化</p>
<p>関連事例の全体動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン電力証書は、再生可能エネルギーによって得られた電力の環境価値(CO2の排出抑制など)を取引可能な証書にしたもの、またはそれを用いる制度を指す。再生可能エネルギーに対する助成手法の一つである。グリーン電力制度、グリーン証書取引制度などとも呼ばれる。 ・国内のグリーン電力証書の大半を取り扱う日本自然エネルギー(株)の契約数は、2008年8月末現在で、174団体に上っており、その電力量は累計1億5217万kWhとされる。 ・「原子力・エネルギー図面集2008」によると、2006年の我が国の発電電力量は、約10,019億kWhであり、そのうち「地熱及び新エネルギー」の占める割合は約1%である。グリーン電力証書が発行された電力量は新エネルギー全体の1.5%程度にとどまっている。
<p>注目すべき事例概要</p>	<p>実施主体 おひさま進歩エネルギー株式会社</p> <p>概要・特徴</p> <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2004年12月、環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業(平成のまほろばまちづくり事業)」として選定された飯田市の事業を担う民間企業として、NPO法人南信州おひさま進歩が母体となって設立。 ・2005年3月、市内38カ所の幼稚園・保育園等の公的施設に計208kWの太陽光発電を設置し、発電事業を開始。 ・2006年3月、グリーン電力事業を開始。 <p>○概要</p> <p>◆「南信州おひさまファンド」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おひさま進歩エネルギー株式会社では、市民出資によるファンド「南信州おひさまファンド」を立ち上げ、その資金を元に、長野県飯田市に公共施設(保育園、児童センター、公民館等)への太陽光発電設備の設置や商店街のESCO事業を進めている。 ・市民出資とは、市民からの出資を受けて公益的な環境事業を運営し、その収益を地域や出資者に還元する仕組みである。  <p>◆グリーン電力事業(証書の販売)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民出資により太陽光発電設備を設置した公共施設で発電された電気「環境価値」を「グリーン電力証書」化し、個人や企業に販売している。 ・取り扱う証書は、株式会社自然エネルギー・コムが発行するグリーン電力証書であり、第三者機関であるグリーン電力認証機構により認証されている。  <p>(出典: (株)自然エネルギー・コム HP)</p> <p>実施時期等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年3月 グリーン電力事業開始

実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備設置箇所数:公共施設に38ヶ所設置(2009年3月現在) ・発電容量:208kW ・総発電量:年間約228,000kWh ※発行先は、http://www.energygreen.co.jp/about_ohisama.htmを参照。 ・グリーン電力証書の販売先(例): <ul style="list-style-type: none"> 以下の事業活動やイベント等に利用されている。(イベント主催者等が証書を購入) ・省エネ住宅・エコライフ推進セミナー(飯田市環境協議会主催) ・株式会社 飯田ケーブルテレビ ・いいだ FMi ステーション(飯田エフエム放送株式会社) ・いいだ人形劇フェスタ実行委員会
参考にすべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・「飯田市」という地域にこだわり、地域の同じ想いを持った人々と協力しながら、地域の資源を利用したエネルギー供給の仕組みを作ってきたこと。 ・市民発電所の設立の際には、初期投資や運用経費が大きなハードルとなるが、これを「南信州おひさまファンド」や「グリーン電力証書」といった仕組みにより、市民や企業が費用分担できるような環境を整備したこと。
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・証書販売額の相場が変動するため、発電事業者にとってのリスクが高い。 ・「固定価格買取制度」のもとで、グリーン電力証書がどのような意義を持ち得るのか等について、有識者等の意見を集約し、検討を深めることが望ましい。 ※固定価格買取制度は、家庭などでの太陽光発電による余剰電力を一定価格で電力会社が買い取ることを義務づける制度。日本型の「固定価格買取制度」では、家庭などに設置した太陽光発電設備の余剰電力を10年程度、電力事業者に現状の2倍程度の価格での買い取りを義務付ける内容。

施策メニュー		市民共同発電
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人気候ネットワークの市民共同発電所全国調査によると、2007年9月までに185基(太陽光発電所164基、風力発電所10基、小型風車10基、小水力発電1基)の市民共同発電所が確認され、71団体がその普及促進に取り組んでいることが明らかになった。 ・市民共同発電所に取り組む団体は、主に市民団体、行政と市民によって構成される地域協議会、自治体、生協、地縁組織(自治会や同窓会など)などであり、これらの団体のほとんどが、「自然エネルギー普及による地球温暖化防止」を目的に挙げている ・市民共同発電所の取組みは、資金の出資形態などから、寄付型、出資型(共同所有方式、法人・会社方式)、地域活動型に分類できる。この分類に基づき推移を確認すると、寄付型がベースとなり、その上で法人・会社方式の伸びが著しい状況にある。 ・調査に基づく試算では、市民共同発電所の波及効果として、取組みへの直接参加者(寄付者、出資者の数)は3万人以上、寄付金、出資金の総額は20億円を超えるとされる。
注目すべき事例概要	実施主体	NPO 法人北海道グリーンファンド、(株)市民風力発電
	概要・特徴	<p>◆市民出資による風力発電所の建設</p> <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 北海道グリーンファンドは、1999年7月に設立。2001年9月に最初の市民風車「はまかぜ」ちゃんの運転を開始。 <p>※「グリーン電気料金制度」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節電を呼びかけ電気料金の5%分を自然エネルギー普及のための基金として拠出する制度。 ・毎月拠出する基金は、1世帯あたり400～500円程度で、「コーヒー1杯分の基金で原発も地球温暖化もない未来をつくろう」と呼びかけている。北海道グリーンファンドの立ち上げと同時に開始され、現在では、北海道電力をはじめ、東北電力など電力会社十社が同様の制度を設けている。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本で最初の市民風車「はまかぜ」ちゃんへの市民出資は、NPOでは出資金を扱えないこともあり、株式会社北海道市民風力発電(現株式会社市民風力発電)が募集し、217人(団体含む)から、1億4150万円の出資を得て建設された。総事業費の8割は市民出資である。(残りの2割は自己資金と銀行からの融資。) ・各地域での市民出資による自然エネルギー事業の代表者を理事として招き、全国のネットワークを築くとともに、自然エネルギー市民ファンドが取り扱う市民出資金の運用状況を監視している。
	実施時期等	・2001年9月～
	実績・効果	<p>・「はまかぜ」ちゃん出資者への分配金(1口50万円に対し)</p> <p>2001年度 22,646円 2002年度 70,563円 2003年度 41,065円 2004年度 51,561円</p> <p>*上記金額の内、約70%が出資金返還分、約30%が利益分配分となっている。</p> <p>・「はまかぜ」ちゃんの建設・運用の成功により、ビジネスモデルを確立し、2009年3月までに計5台の風車を建設、運用している。</p>
参考にすべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・市民共同発電所は、多くの市民にエネルギー転換を促す取組みへの参加機会を提供すると共に、地域活動の活性化や地域コミュニティの再生にも寄与する、汎用性をもった温暖化対策モデル(削減効果をもったシンボリックな取組み)であると言える。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民共同発電の出資を募り、建設・運用を行う体制の整備(活動開始後、以下のような課題に取り組んでいる。) ・情報公開による信頼性の向上(活動実態や資金の流れをオープンに) ・パートナーシップ(協働)の深化(地域レベル、国レベルでのパートナーシップによる働きかけ) ・市民共同発電所に取り組む団体間のネットワーク強化 	



施策メニュー		家庭版 ESCO
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> ・「ESCO(Energy Service Company)」とは、「省エネルギーで実現する光熱水費といった経費節減分で省エネルギー投資を賄う」という、産業部門を中心に導入されているビジネススキームである。 ・この ESCO の考え方を家庭部門に応用して、家庭においてよりエネルギー効率の高い家電製品への買換を促進し、家庭からの CO2 排出量の削減につなげようとする取組として、滋賀県家庭版 ESCO 事業が行われた。
注目すべき事例概要	実施主体	滋賀県家庭版 ESCO 推進委員会(びわこ銀行、滋賀県電器商業組合、滋賀県、滋賀県地球温暖化防止活動推進センター、特定非営利法人カーボンシンク)
	概要・特徴	<p>◆滋賀県家庭版 ESCO 推進事業</p> <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭部門から排出される CO2 は年々、増加傾向にあるが、その排出量の削減については、個人の自主性による環境配慮行動の普及によるところが多いのが現状であった。 ・家庭から排出される CO2 の多くを占める冷暖房や給湯機器等のエネルギー消費機器の利用について、これらを高効率機器へ転換することが、CO2 排出量を削減する有効な対策となり得ると考えられるため、関係主体が協働により滋賀県家庭版 ESCO 推進事業を行った。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ家電への買い替えを期待する世帯に対し、省エネ家電に関する「自己チェック(アンケート形式)」、「アドバイス」、「買い替え」の 3 つのステップを提供し、ステップごとにエコポイントによる経済的インセンティブを上乗せする方式を試行する。事業の実施を通じて、エコポイント方式の「ビジネスモデル検証」と「買い替え促進」を進めるものである。 ・省エネ診断を受けた家庭を対象に、びわこ銀行が省エネ機器買い替え資金を融資する「びわぎんパートナーローン家庭版 ESCO プラン」を創設、1 万～200 万円の範囲で、最大で金利を 2.5%優遇する。銀行にとっては、金利収入の獲得に加えて、企業の CSR 活動にもなるというメリットがある。 ・2008 年度滋賀県家庭版 ESCO 推進事業は、環境省「エコ・アクション・ポイント事業」の委託により実施している。 <p>○事業の狙い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・エコアドバイザーが家庭でアドバイスをを行い、「省エネ」を進めること。 ・省エネライフの薦め: 日々の生活の「もったいない」を伝える。 ・家電の使い方の薦め: 効率よく、電気代もお得な家電の使い方を伝える。 ・家電の選び方の薦め: 長期的には得になる省エネ家電の選び方を伝える。
<p style="text-align: center;">平成20年度滋賀県家庭版ESCO推進事業 スキーム</p> <pre> graph TD subgraph Committee [滋賀県家庭版ESCO推進委員会] C1[滋賀県電器商業組合 株式会社 びわこ銀行] C2[滋賀県 滋賀県地球温暖化防止推進センター 特定非営利活動法人 カーボンシンク] end subgraph Retailer [滋賀県電器商業組合加盟店] R1[] end subgraph Advisor [省エネ・エコアドバイザー] A1[] end subgraph Family [家庭] F1[] end subgraph Bank [金融機関(びわこ銀行)] B1[ローン] B2[融資返済] end subgraph Points [ポイント獲得機会] P1[1] P2[2] P3[3] end R1 --> A1 A1 --> F1 F1 --> B1 F1 --> B2 B1 --> F1 B2 --> F1 F1 --> P1 F1 --> P2 F1 --> P3 P1 --> C1 P2 --> C2 P3 --> C1 C1 --> A1 C2 --> A1 A1 --> C1 A1 --> C2 A1 --> R1 A1 --> B1 A1 --> B2 </pre>		
<p>※環境省「エコ・アクション・ポイント事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコ・アクション・ポイント事業」のしくみは、現在、企業で発行している販促ポイントと同様のもので、消費者の温暖化対策型商品・サービス等の利用とそのポイントの利用に応じて、商品やサービスを提供する企業などがポイントの原資を出資するもの。また、エコ・アクション・ポイント付与に必要な設備も既存のものなるべく活用するものとなっている。したがって、企業の販売促進・環境コミュニケーションにリンクさせた自立したシステムとなり、更なる拡大・発展が期待できる。 ・2008 年度は、モデル事業として、全国型(全国規模での利用が可能なエコ・アクション・ポイントシステムを開発・導入するもの)3 事業、地域型(他の地域でも利用可能性のある普及性の高いエコ・アクション・ポイント又はこれまで例のない先駆的なエコ・アクション・ポイント)9 事業が採択された。 		
実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・2006 年度 環境省「NPO・NGO・企業環境政策提言」に、びわこ銀行、滋賀県電器商業組合、財団法人地球環境戦略研究機関の三者が、家庭版 ESCO についての提案を提出し、50 件以上に上る提案の中から、優秀提言(最優秀)に選出。 ・2007 年 8 月～2008 年 2 月頃 提案主体 3 者と滋賀県、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターらが 	

	<p>協議を重ね、滋賀県家庭版 ESCO 推進協議会を設置。環境省の支援を受け、委託事業としてパイロット事業を実施。</p> <p>・2008 年度 環境省「エコ・アクション・ポイント事業」に採択され、エコ・アクション・ポイントを組み込んだ形で実施。</p>
実績・効果	<p>・エコ・アクション・ポイントを組み込んだ形での事業は始まったばかりであり、効果はまだ把握・公開されていない。</p> <p>・試算によると、1996 年以前に製造され、買い替え時期を迎えているエアコンは滋賀県内では 34 万台、同じく冷蔵庫は 13 万台であり、滋賀県内のエアコンと冷蔵庫の総ストックの約 23%を占めている。これらの全てを高効率機器へと買い替えた場合の CO2 削減量としては、エアコンで 16 万～18 万 t/年、冷蔵庫で 5 万～6 万 t/年が見込まれている。</p>
参考にするべき点	<p>・家庭向けの ESCO 事業は、省エネによる一軒ごとの光熱費の削減規模が小さく、ESCO 事業者の採算性や事業効率の問題から、これまでは事業化が難しいとされてきた。しかし、行政や金融機関、家電店、NPO 法人など、多様な主体が連携することによってコスト面での課題をクリアしようとした。</p>
課題・問題点	<p>・家庭省エネ診断員の育成等に時間と費用を要する。</p> <p>・金融機関にとっては、融資額が大きくなることは考えにくいことから、CSR 的な位置付けに留まるものと考えられる。</p>

施策メニュー		省エネ住宅の建設促進・エコリフォーム																																													
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> 省エネ住宅については、国の制度として省エネ改修に係る税制優遇が導入されている。 2008年6月に、全国地球温暖化防止活動推進センターを事務局として設立された「エコリフォームコンソーシアム」が設立は、環境省の支援のもと、地球温暖化対策や住宅建築の関係者が連携して、エコリフォームの普及活動を進めることを目的としたものであり、断熱性能を向上させる技術(二重窓や断熱材)の発掘や普及促進活動の情報発信などを行っている。 こうした国の動きを踏まえ、全国各地で様々な省エネ住宅の普及支援策が実施されている。 																																													
注目すべき事例概要	実施主体	福生スクラム・マイナス50%協議会(福生市、福生市商工会ほか)																																													
	概要・特徴	<p>◆ふっさエコライトハウス</p> <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 福生市では、「福生市地域新エネルギービジョン」(2004年度)において、2030年までにCO₂の排出量を現在の50%まで削減するとの目標を設定。 この目標達成に向けて、高断熱化などの住宅のリフォームへの補助金交付をはじめとした2008年度までの3年間で取り組む計画をまとめた。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年までにCO₂排出量を50%削減(対2004年比)するという目標達成に向けて、住宅、事業所の高断熱化などのリフォームへの補助金交付等を実施。補助金の対象となった住宅、事業所は、エコライトハウスとして、市民向けの省エネ住宅の普及啓発イベント等で公開する。 補助を受けると、改良前後のCO₂排出量を測定。 本事業は、環境省の「環境と経済の好循環モデル事業」に採択された。 <p>○工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネアドバイザー講座(一般住宅省エネアドバイザー/事業所診断アドバイザー)で人材を育成。 市内の建築関係の事業者、市民、環境ビジネスの起業を考えている人などを対象に、技術支援セミナーを開催(リフォーム/新エネ・省エネ機器の設置)。 高断熱化リフォームの工事、太陽熱高度利用機器、高効率給湯器、ペレットストーブ(右写真)などの販売、設置など、エコライトハウス事業に参加する事業者(審査機関による審査を実施)を募集。同時に、リフォーム等を行う既築の戸建て住宅を募集。 																																													
	実施時期等	<p>・2006～2008年度</p> <p>※環境省「環境と経済の好循環モデル事業」の事業期間</p>																																													
実績・効果	<p>・2007年度に5件(住宅3件、事業所2)、2008年度に3件(住宅2件、事業所1件)の補助を実施した。交付対象となったのは、高断熱住宅化への改修、家庭用コージェネレーションシステムの導入、ペレットストーブの導入、高効率給湯器の設置等であり、市内外への省エネルギー住宅の普及を行った。(補助額は未公開。)</p> <p>・2006年度は、「省エネアドバイザー養成講座」、「事業者技術支援セミナー」等の普及啓発事業の実施のみで、補助金交付は行わなかった。</p> <p>・CO₂の排出削減効果については、2008年度「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の中で計測されることになっている。</p>																																														
<p>表 補助金対象となったリフォームの例</p>																																															
<p>1-2-1 一般住宅エコライトハウスA邸</p> <p>1-2-1-1 現状</p> <table border="1"> <tr><td>敷地面積</td><td>266.56㎡</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>94.74㎡</td></tr> <tr><td>総床面積</td><td>138.18㎡</td></tr> <tr><td>工法</td><td>在来木造</td></tr> <tr><td>階数</td><td>2階建て</td></tr> <tr><td>建設年</td><td>平成元年</td></tr> <tr><td>主な冷暖房</td><td>全7室で4台のエアコン、石油ファンヒーター</td></tr> <tr><td>電力契約</td><td>40A</td></tr> <tr><td>給湯システム</td><td>都市ガス給湯器</td></tr> <tr><td>開口部数</td><td>19枚</td></tr> <tr><td>CO₂排出削減目標値</td><td>年間 0.42 t-CO₂</td></tr> </table>		敷地面積	266.56㎡	建築面積	94.74㎡	総床面積	138.18㎡	工法	在来木造	階数	2階建て	建設年	平成元年	主な冷暖房	全7室で4台のエアコン、石油ファンヒーター	電力契約	40A	給湯システム	都市ガス給湯器	開口部数	19枚	CO ₂ 排出削減目標値	年間 0.42 t-CO ₂	<p>1-2-2 一般住宅エコライトハウスB邸</p> <p>1-2-2-1 現状</p> <table border="1"> <tr><td>敷地面積</td><td>148.77㎡</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>78.48㎡</td></tr> <tr><td>総床面積</td><td>113.19㎡</td></tr> <tr><td>工法</td><td>在来木造</td></tr> <tr><td>階数</td><td>2階建て</td></tr> <tr><td>建設年</td><td>昭和56年</td></tr> <tr><td>主な冷暖房</td><td>6室エアコン6台、石油ファンヒーター2台</td></tr> <tr><td>電力契約</td><td>40A</td></tr> <tr><td>給湯システム</td><td>電気温水器</td></tr> <tr><td>開口部数</td><td>16枚</td></tr> <tr><td>CO₂排出削減目標値</td><td>年間 0.59 t-CO₂</td></tr> </table>		敷地面積	148.77㎡	建築面積	78.48㎡	総床面積	113.19㎡	工法	在来木造	階数	2階建て	建設年	昭和56年	主な冷暖房	6室エアコン6台、石油ファンヒーター2台	電力契約	40A	給湯システム	電気温水器	開口部数	16枚	CO ₂ 排出削減目標値	年間 0.59 t-CO ₂
敷地面積	266.56㎡																																														
建築面積	94.74㎡																																														
総床面積	138.18㎡																																														
工法	在来木造																																														
階数	2階建て																																														
建設年	平成元年																																														
主な冷暖房	全7室で4台のエアコン、石油ファンヒーター																																														
電力契約	40A																																														
給湯システム	都市ガス給湯器																																														
開口部数	19枚																																														
CO ₂ 排出削減目標値	年間 0.42 t-CO ₂																																														
敷地面積	148.77㎡																																														
建築面積	78.48㎡																																														
総床面積	113.19㎡																																														
工法	在来木造																																														
階数	2階建て																																														
建設年	昭和56年																																														
主な冷暖房	6室エアコン6台、石油ファンヒーター2台																																														
電力契約	40A																																														
給湯システム	電気温水器																																														
開口部数	16枚																																														
CO ₂ 排出削減目標値	年間 0.59 t-CO ₂																																														
<p>1-2-1-2 実施事業</p> <table border="1"> <tr><td>外壁断熱</td><td>既存のモルタルに断熱サイディングを施工</td></tr> <tr><td>断熱材</td><td>天井裏グラスウール16K 200mm 床グラスウール16K 40mm</td></tr> <tr><td>開口部</td><td>断熱サッシ・複層ガラス、断熱玄関引き戸など19箇所</td></tr> <tr><td>新エネ・省エネ機器</td><td>家庭用天然ガスコージェネレーション</td></tr> </table>		外壁断熱	既存のモルタルに断熱サイディングを施工	断熱材	天井裏グラスウール16K 200mm 床グラスウール16K 40mm	開口部	断熱サッシ・複層ガラス、断熱玄関引き戸など19箇所	新エネ・省エネ機器	家庭用天然ガスコージェネレーション	<p>1-2-2-2 実施事業</p> <table border="1"> <tr><td>断熱材</td><td>天井 吹き込みグラスウール 200mm 内壁 グラスウール 16k 100mm 床 住宅用スタイロフォーム 40mm 地下地面 防湿シート、砂利</td></tr> <tr><td>開口部</td><td>断熱サッシ・複層ガラス 8箇所</td></tr> <tr><td>新エネ・省エネ機器</td><td>ペレットストーブ</td></tr> </table>		断熱材	天井 吹き込みグラスウール 200mm 内壁 グラスウール 16k 100mm 床 住宅用スタイロフォーム 40mm 地下地面 防湿シート、砂利	開口部	断熱サッシ・複層ガラス 8箇所	新エネ・省エネ機器	ペレットストーブ																														
外壁断熱	既存のモルタルに断熱サイディングを施工																																														
断熱材	天井裏グラスウール16K 200mm 床グラスウール16K 40mm																																														
開口部	断熱サッシ・複層ガラス、断熱玄関引き戸など19箇所																																														
新エネ・省エネ機器	家庭用天然ガスコージェネレーション																																														
断熱材	天井 吹き込みグラスウール 200mm 内壁 グラスウール 16k 100mm 床 住宅用スタイロフォーム 40mm 地下地面 防湿シート、砂利																																														
開口部	断熱サッシ・複層ガラス 8箇所																																														
新エネ・省エネ機器	ペレットストーブ																																														



	参考にすべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・既築の戸建て住宅を対象とし、市と商工会、市民会議の代表等からなる「福生スクラム・マイナス 50% 協議会」が市民と工務店等(事業者)とのパイプ役となって事業を展開している。
	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・2007 年度は、住宅 15 戸の募集に対して、3 戸の採択に留まっていることについては、事業の広報、事業参加のインセンティブが十分ではなかったと考えられる。 ・事業の実施期間中には、持続可能な事業スキームを十分に確立させることができなかったように思われる。 ・環境省のモデル事業として財源を確保のうえ、実施している大掛かりな事業であるが、財源が十分に確保できない場合は、持続可能な事業スキームを確立することが困難である。民間資金等を模索する必要がある。

施策メニュー		省エネに配慮した住宅団地
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の省エネ化を図るためには、住宅の省エネ性能を向上させることが必要不可欠であり、リフォームなどの機会を捉えて省エネ・省エネ設備や、複層ガラス等の省エネ資材等の導入拡大を図ることが重要である。 ・省エネ性能が高い住宅の普及に関しては、新築については省エネ法改正や住宅性能表示制度による進展は見られるものの、リフォームについては対策技術があるにも関わらず、あまり進んでいないのが実態である。このため、環境問題に熱心な層への限定的な普及となっており、全国的な広がりは見られていない。
注目すべき事例概要	実施主体	イギリス ロンドン市
	概要・特徴	<p>◆ベディントンゼロエネルギー開発プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン郊外のウォーリントン近くにある環境に優しい住宅団地として「BedZED」(ベディントン・ゼロエネルギー・デベロップメント)がある。 ・都市部における住宅建築の更なる持続可能性を模索していた建築家ビル・ダンスター氏が設計。ピーボディ・トラスト社と独立系環境団体バイオリージョナル開発グループの協力により、2000～2002年の間に建築された。1,405 m²の空間に、82戸の住宅と17棟のアパートがある。 ・BedZEDプロジェクトには、再生可能エネルギーのみしか使われていない。約777 m²に及ぶ太陽光パネルに加え、暖房や電気には木くずを使用。太陽光を生かすために家はすべて南向きで、三重ガラスの窓やドアは高い断熱効果を発揮する。 ・ ほぼ全ての雨水は集めて利用され、電化製品は節水機能が高いものが使われており、水は可能な限り再利用される。建築材は再生可能、または再利用できるものの中から、更に環境負担の少ないものが選ばれ、その全てが半径約56 km以内から調達されており、運送に必要なエネルギーを最小限に留めている。また、電気自動車やLPG車はガソリン車やディーゼル車よりも優先され、駐車場では電気自動車の充電ができる。 ・ 新エネルギー、省エネルギーのみならず、原材料の輸送過程におけるエネルギー消費の最小化、電気自動車利用等にも配慮している。
	実施期間	・2000年～2002年建築
	実績・効果	・設置された太陽光パネルからは40台の電気自動車を充電できる109kWもの電力の発電を可能としている。



施策メニュー		市民環境ファンド																															
関連事例の全体動向	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、民生(業務・家庭)部門において、CO2 排出量の増加傾向が顕著である。この業務部門、家庭部門における排出量を削減するためには、一人ひとりが家庭やオフィスで、節電や省エネ家電の利用等の行動を行うことが有効である。 ・省エネ家電の利用促進に向けて、国、地方公共団体、NPO 等による多様な取組みが展開されている。 ・環境省は、省エネ製品への買換えを促進するための省エネ製品買換ナビゲーション(「しんきゅうさん」)を開発し、2009 年 2 月から運用を開始している。 ・2009 年 3 月に政府・与党が決定した追加経済対策の一つとして、家庭での消費電力が大きい冷蔵庫、エアコン、テレビの 3 品目を対象に購入価格の 5～13%を国費でポイントとして還元し、省エネ家電への買い替えを促すことを発表した。 ・地方公共団体も、都道府県温暖化防止活動センター等と連携し、省エネ家電に関する出前講座、シンポジウム、セミナーの開催、人材の育成等を積極的に進めている。 																																
注目すべき事例概要	実施主体	(実施主体)地球温暖化防止・省エネ東京連絡会 (連携主体)東京都(後援)、東京都電機商業組合、中央大学環境研究会																															
	概要・特徴	<p>◆「省エネ伝道師」による出前講座</p> <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止対策の一つとして、「家電製品を買い替える時には省エネ家電を選びましょう」というメッセージを 1,000 万都民に伝えることをめざして実施。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者向けには、「省エネ伝道師」を派遣し、省エネ家電のメリットを実感できる体験型セミナーである「省エネ家電で温暖化防止！」セミナーを開催、買い替えの際の省エネ家電購入を促した。 ・中小家電小売店向けには「省エネマイスター店」セミナーを開催、温暖化問題と省エネ家電に関する知識および消費者に提供してほしい情報を伝えた。受講店の中から、省エネ家電普及への協力を得られる販売店を「省エネマイスター店」に登録した。なお、「省エネマイスター店」が行う協力事項は、来店客への省エネ家電に関する説明の徹底、省エネラベル貼付の徹底等である。「省エネマイスター店」は、地球温暖化防止・省エネ東京連絡会のホームページで紹介されている。 ・なお、東京都職員も、セミナーの講師等として事業に参加・協力している。 <p>※「省エネ伝道師」とは、環境問題に関心のある大学生(中央大学等)で、省エネ東京連絡会の研修を受けた人材である。</p> <p>○今後の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、東京都や区市町村との協力、家電各社との協力も視野に入れて、省エネマイスター店制度の浸透・普及を図っていく。 <p>セミナー前後の意識変化</p> <table border="1"> <caption>セミナー前後の意識変化</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>(a) セミナー前</th> <th>(b) セミナー後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 自分には関係がない</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>② 問題はあるが、たいしたことはない</td> <td>42</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>③ 国や企業が解決すべきことなので、個人で対策をしても仕方がない</td> <td>37</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>④ 深刻な問題であるが、何をしたらいいかわからない</td> <td>194</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>⑤ とても深刻な問題であり、個人でできることはなるべくやる</td> <td>165</td> <td>457</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他</td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>45</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：消費者セミナー全参加者を対象</p> <p>録後、省エネ家電をより積極的に販売するようになったか</p> <table border="1"> <caption>録後、省エネ家電をより積極的に販売するようになったか</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はい</td> <td>74%</td> </tr> <tr> <td>いいえ</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：省エネマイスター店登録店全店を対象ヒアリング結果 (279 店)</p> <p>「個人でできることはなるべくやる」がセミナー後に激増</p> <p>省エネマイスター店の実に 74% が「登録後は省エネ家電をより積極的に販売するようになった」と回答</p>	項目	(a) セミナー前	(b) セミナー後	① 自分には関係がない	3	1	② 問題はあるが、たいしたことはない	42	1	③ 国や企業が解決すべきことなので、個人で対策をしても仕方がない	37	5	④ 深刻な問題であるが、何をしたらいいかわからない	194	14	⑤ とても深刻な問題であり、個人でできることはなるべくやる	165	457	⑥ その他	9	14	無回答	45	5	回答	割合	はい	74%	いいえ	9%	わからない
項目	(a) セミナー前	(b) セミナー後																															
① 自分には関係がない	3	1																															
② 問題はあるが、たいしたことはない	42	1																															
③ 国や企業が解決すべきことなので、個人で対策をしても仕方がない	37	5																															
④ 深刻な問題であるが、何をしたらいいかわからない	194	14																															
⑤ とても深刻な問題であり、個人でできることはなるべくやる	165	457																															
⑥ その他	9	14																															
無回答	45	5																															
回答	割合																																
はい	74%																																
いいえ	9%																																
わからない	17%																																
実施時期等	・2006 年度～																																
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・2009 年 4 月現在、東京都内の家電小売店計 510 店が「省エネマイスター店」として参加。 ・「省エネ家電で温暖化防止！」セミナーは、計 130 回程度実施。 																																
参考にすべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者向けには、研修を受けた大学生や団塊世代を活用。これまで環境問題に関心がなかった人にもわかりやすく説明。クイズや体験を取り入れ、楽しめる参加型のセミナーとしている。 ・消費者側、販売側(中小家電小売店)の両面からの教育・啓発を実施。 																																

<p>関連事例の全体動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO や中小企業が、地球温暖化対策等の環境保全のための事業・活動を始めるときに、大きな障壁となるのが、事業・活動の立ち上げ資金や、軌道に乗るまでの運営資金である。このような背景のもと、環境問題に関心を持つ市民等から資金を集め、NPO や中小企業に出資・融資するコミュニティ・ファンドが注目を集めている。 ・コミュニティ・ファンドとは、特定の地域において、あらかじめ合意された事業などの用途に対して、投資や融資を行うことを目的として設置され、運営される基金のことである。地域における人的なネットワークを通じた「顔の見える関係」を活用し、「目利き」を行い、NPO や起業家などのコミュニティビジネス、コミュニティ・サービスの事業者に低利の資金を供給する。市町村や府県などの行政が直接に行う制度融資や利子補給は、税を配分することになるが、コミュニティ・ファンドは、基金の造成に市民や事業者、あるいは地域金融機関の資金を動員することによって新しい資金源を造成する可能性も開くこととなる。 ・近年、コミュニティ・ファンドを活用または創設して、環境保全活動を促進しようという動きが見られるようになってきている。例えば、環境省が 2007 年度から、「コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業」モデル事業を実施しているほか、NPO 法人等による「おひさまエネルギーファンド」（長野県飯田市）等の独自の取組みも始まっている。
<p>注目すべき事例概要</p>	<p>実施主体 京都市（企業・市民・NPO・金融機関・行政が連携して実施）</p> <p>概要・特徴</p> <p>◆「京都市民環境ファンド」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市は、環境モデル都市の応募書の中で、2010 年度に「市民環境ファンド」を設立し、市民や企業の省エネ設備や自然エネルギー導入の助成金に充て、省エネの実践を誘導することを盛り込んでいく。ファンドの運営は、駐車場利用料の一部や寄付金などをプールして行うことを想定している。当面、市では設立に向けて 2009 年度から家庭ごみ有料指定袋の売上金などから 1 億円を積み立てて、市民意見を募集することとしている。 ・このファンドは、環境モデル都市の応募に際して提案した他の事業の資金源としても活用することとしている。 <div data-bbox="379 913 1444 1272" style="text-align: center;"> <p>「京都市民環境ファンド」イメージ図</p> <p>※一部財源は目的から用途が限定(オフセット商品, 目的税)</p> </div> <p>実施時期等 海外事例などを参考に制度検討を行い、実証実験を経て 2010 年度からの本格運用を目指す。</p> <p>実績・効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での削減活動の掘り起こし <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの削減分に応じた活動支援を行うことで、地域での削減活動の掘り起こしが進められる。(削減分を明示し買い取るという、削減効果の「見える化」により活動意欲を高める。) ○森林整備の実施による炭素吸収量の獲得 <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドを通して「森林環境税」を財源とした森林整備を行うことで、ファンドがオフセットの基本となる炭素吸収価値を得ることが出来る。(販売する排出量が不足するという事態を回避できる。) ○観光客の参画 <ul style="list-style-type: none"> ・寄付により観光客等も当該地域の温暖化防止活動への支援が可能である。 <p>参考にすべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での削減活動の「見える化」とその支援を一体的に行う。 ・カーボンオフセットへの利用を図る点 <p>課題・問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な出資者として想定する市民に対し、効果的な広報を展開し、どれだけの寄付金を集められるかによって、事業規模も異なってくる。 ・融資先等の運用方法について、出資者の意見をどのように取り入れていくのか。

施策メニュー	無関心層の参加を促す普及啓発の工夫																			
関連事例の全体動向	<p>・これまでの地方公共団体等による地球温暖化対策の普及啓発の取組みは、もともと地球温暖化問題に関心の高い人をターゲットとする傾向、または関心のない人をターゲットとしても効果が上がらないという傾向が見られた。しかし、地球温暖化現象の進行を鑑みると、今後は無関心層まで浸透させることが必要であり、そのアプローチ手法についても検討が進められている。</p> <p>○イベントや団体・グループ等の活用</p> <p>・活動の内容を問わず、既存の集客力が高いイベントや地域に密着したイベントの場における普及啓発の推進や熱心なグループ活動を行っている団体・組織の活動内容に地球温暖化対策の要素を加えてもらうなどして、これまで地球温暖化対策にあまり関心がなかった人に対して、きっかけを与えることが効果的と考えられる。</p> <p style="text-align: center;">表 活用すべきイベント・活動等</p> <table border="1" data-bbox="365 598 1428 907"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集客力があるイベント・活動</td> <td>市民祭り、産業祭り、健康フェア、リサイクルフェア、フリーマーケット、音楽祭 等</td> </tr> <tr> <td>対象が特定できるイベント・活動</td> <td>子育て支援活動、地産地消イベント、高齢者の介護活動、まちづくり活動 等</td> </tr> <tr> <td>地域に密着したイベント・活動</td> <td>自治会活動、地域のお祭り、商店街の催し、公民館イベント 等</td> </tr> <tr> <td>広域的なイベント・活動</td> <td>打ち水大作戦、チーム・マイナス 6%、100 万人のキャンドルナイト 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>○地球温暖化対策の組み込み方</p> <p>・多くの人に関心を持たせるためには、工夫が必要である。例えば、映画「不都合な真実」は、ゴア元副大統領の高い知名度とともに、衝撃的な映像で地球温暖化対策の緊急性を印象づけているし、チーム・マイナス 6%の「ピーターラビットとおんだんかのおはなし」は、ピーターラビットの住む世界が地球温暖化でどうなるのかをストーリー仕立てで見せることにより読者に興味をもたせている。このように知名度の高い人物からのメッセージ、視覚的な訴え、ストーリー性のある展開、人気キャラクターとの関連付けより訴求力を高めることができる。また、地球温暖化のクイズや省エネゲームなどゲーム感覚で楽しむ、あるいは競争を取り入れるといった工夫も必要である。</p> <p style="text-align: center;">表 既存のイベント等へ地球温暖化対策の要素を組み込んだ事例</p> <table border="1" data-bbox="381 1350 1447 2027"> <thead> <tr> <th>イベント例</th> <th>対象者と視点</th> <th>組み込みの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> リサイクルフェア  (八王子リサイクルまつり) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみやリサイクル問題については、環境分野の中でも興味を持つ人や団体が多い。 ・リサイクル、省資源の観点から地球温暖化防止活動へ、家庭レベルでの行動などを広げていく。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル商品とそうでないもののエネルギー消費量比較 ↓ ・新型の省エネ家電と旧タイプでの CO2 排出量の比較 (情報提供や買替え効果の省エネゲーム体験) ↓ ・省エネ家電への買替え促進 </td> </tr> <tr> <td> 健康まつり  (稲城市ウォーキング指導) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・健康志向を重視する参加者が多い。 ・公園や遊歩道でのウォーキング等は、健康づくりに役立つだけでなく、同じ時間を室内で過ごした場合の電灯や暖房の使用電力消費等を減らすことにもつながり、これにより CO2 の排出抑制に繋がることも訴求する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングの時間を屋内で過ごした場合の電灯、暖房等のエネルギー消費量を算出して表示 ↓ ・野外ウォーキングの促進 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	例	集客力があるイベント・活動	市民祭り、産業祭り、健康フェア、リサイクルフェア、フリーマーケット、音楽祭 等	対象が特定できるイベント・活動	子育て支援活動、地産地消イベント、高齢者の介護活動、まちづくり活動 等	地域に密着したイベント・活動	自治会活動、地域のお祭り、商店街の催し、公民館イベント 等	広域的なイベント・活動	打ち水大作戦、チーム・マイナス 6%、100 万人のキャンドルナイト 等	イベント例	対象者と視点	組み込みの例	リサイクルフェア  (八王子リサイクルまつり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみやリサイクル問題については、環境分野の中でも興味を持つ人や団体が多い。 ・リサイクル、省資源の観点から地球温暖化防止活動へ、家庭レベルでの行動などを広げていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル商品とそうでないもののエネルギー消費量比較 ↓ ・新型の省エネ家電と旧タイプでの CO2 排出量の比較 (情報提供や買替え効果の省エネゲーム体験) ↓ ・省エネ家電への買替え促進 	健康まつり  (稲城市ウォーキング指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康志向を重視する参加者が多い。 ・公園や遊歩道でのウォーキング等は、健康づくりに役立つだけでなく、同じ時間を室内で過ごした場合の電灯や暖房の使用電力消費等を減らすことにもつながり、これにより CO2 の排出抑制に繋がることも訴求する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングの時間を屋内で過ごした場合の電灯、暖房等のエネルギー消費量を算出して表示 ↓ ・野外ウォーキングの促進
種別	例																			
集客力があるイベント・活動	市民祭り、産業祭り、健康フェア、リサイクルフェア、フリーマーケット、音楽祭 等																			
対象が特定できるイベント・活動	子育て支援活動、地産地消イベント、高齢者の介護活動、まちづくり活動 等																			
地域に密着したイベント・活動	自治会活動、地域のお祭り、商店街の催し、公民館イベント 等																			
広域的なイベント・活動	打ち水大作戦、チーム・マイナス 6%、100 万人のキャンドルナイト 等																			
イベント例	対象者と視点	組み込みの例																		
リサイクルフェア  (八王子リサイクルまつり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみやリサイクル問題については、環境分野の中でも興味を持つ人や団体が多い。 ・リサイクル、省資源の観点から地球温暖化防止活動へ、家庭レベルでの行動などを広げていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル商品とそうでないもののエネルギー消費量比較 ↓ ・新型の省エネ家電と旧タイプでの CO2 排出量の比較 (情報提供や買替え効果の省エネゲーム体験) ↓ ・省エネ家電への買替え促進 																		
健康まつり  (稲城市ウォーキング指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康志向を重視する参加者が多い。 ・公園や遊歩道でのウォーキング等は、健康づくりに役立つだけでなく、同じ時間を室内で過ごした場合の電灯や暖房の使用電力消費等を減らすことにもつながり、これにより CO2 の排出抑制に繋がることも訴求する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングの時間を屋内で過ごした場合の電灯、暖房等のエネルギー消費量を算出して表示 ↓ ・野外ウォーキングの促進 																		

施策メニュー	市民版排出量取引
関連事例の全体動向	<ul style="list-style-type: none"> ・排出権取引とは、一般に、国や企業などの排出主体ごとに温室効果ガス(以下「GHG」という。)の排出枠を定め、排出量はその枠を下回る主体から、排出量が枠を超える主体が排出枠を購入することによって、過剰排出分に補填する制度である。 ・現在、国内外で様々な排出権取引が計画・実行されているが、それらには、自主的な参加者のみによって行われるもの、法令に基づくが国内のみで行われるもの、国際的ではあるが京都議定書とは異なる根拠に基づくもの、京都議定書の国別削減量に算入できるように設計されたものなどがある。 ・我が国では 2008 年 10 月に、上記の 2 つの制度により創出された国内クレジット及び京都議定書によるクレジット(クリーン開発メカニズム(CDM)、共同開発(JI)によるクレジット)を、統合的に売買する仕組みである「排出量取引の国内統合市場」の試行が開始された。なお、ここでの対象ガスはエネルギー起源 CO₂ のみであり、削減目標の設定主体は、事業所・個別企業・複数企業(企業グループ)とする。この国内統合市場は、環境省と経済産業省が共同で事務局を担っている。 ・排出量取引は、企業間で行われるものが主であるが、市民が個人間、グループ間で取引を行う自主的な排出量取引も見られるようになってきている。
注目すべき事例概要	実施主体
	<p>ひがしひろしま環境家族(東広島市における地球温暖化対策地域協議会)</p> <p>◆グループで取り組む市民版排出量取引</p> <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ひがしひろしま環境家族」は、2007 年 5 月に設立され、親子で取り組める環境学習などを展開している。東広島市が学園都市であるという地域特性や、親と子をつなぐ世代が大学生であることから、これらの視点を活動に取り入れて、地域に密着した脱温暖化のまちづくりを目指している。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「グループで取り組む市民版 CO₂ 排出量取引」(以下「GETS」と言う。GETS=Group Emissions Trading System)は、グループ・地域で排出量取引を行うことで、地域ぐるみで助け合える仲間「環境家族」をつくり、CO₂ の削減目標達成を目指す取組みである。取組みの単位は、小学校の学年やクラス単位、家族単位など様々である。なお、小学校などで取り組む場合は、学校の環境学習の一環として行われる場合が多い。 ・排出量取引の進め方は以下の通り。(1 週間の電気使用量で行う場合) <ol style="list-style-type: none"> ①いつもどおり生活し、1 週間の電気使用量を電気メーターから測定する。 ②その数字から 2 週目の使用量の目標値(例:前週の電気使用量から-6%)を設定する。 ③2 週目は省エネ生活にチャレンジし、その 1 週間の電気使用量を測定する。 ④2 週目の電気使用量と目標値を比較し、目標値からの超過分と余剰分の取引(目標値まで削減できなかった分は、目標を達成したメンバーの余剰分からもらうなど)を行い、各自取引結果をシートに記載する。 ⑤上記の手順を繰り返し、グループ全体の排出量を減らすことを目指す。
	実施時期等
	実績・効果
参考にすべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・2007 年度は、30 世帯で推計 9.9t/年の削減効果があった。 ・2008 年度には他地域にも広がり、7 つの小学校、1 つの大学で、環境学習として行われた。 <ol style="list-style-type: none"> 1.音戸小学校(5・6 年生 11 人) 2.野路中切小学校(5・6 年生 12 人) 3.広島大学環境サークル「えこ・ページ」(11 人) 4.能登原小学校(5 年生 11 人) 5.安登小学校(3 年生 24 人) 6.寺西小学校(5 年生 135 人) 7.長迫小学校(4 年生 36 人) 8.府中北小学校(4 年生 46 人) <hr/> <p>参加人数 計 286 人 ※電気削減量 2719.5kWh 電気使用量削減率 8.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の目標削減量からの超過分、余剰分を交換するため、効果を定量的に測定でき、モチベーションが高まる。 ・若い世代に受け入れられるよう、分かりやすい仕組みやネーミング等の配慮をしている。

施策メニュー	エコポイント
--------	--------

<p>施策メニュー</p>	<p>エコポイント</p>
<p>関連事例の全体動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、民生(業務・家庭)部門において、CO2 排出量の増加傾向が顕著である。この部門での排出量を削減するためには、市民一人ひとりが家庭、職場で、節電や環境配慮型商品の利用等を実践するように誘導する必要がある。これらの環境配慮型行動にインセンティブを与える手段としてエコポイントが注目されている。 ・エコポイントとは、環境配慮型行動を実践するごとに、ポイントを付与し、貯まったポイントを、商品との交換や店舗での割引等に活用できるというものである。当然のことながら、交換の対象となる商品等の原資が必要であり、地方公共団体や企業が個々に、または共同して負担していることが多い。 ・エコポイントは、2005 年愛知万博で EXPO エコマネーの導入を契機として、国、地方公共団体、民間企業等で多くの取組みがなされるようになってきたものである。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○EXPO エコマネー(日本国際博覧会) <ul style="list-style-type: none"> ・2005 年に、日本国際博覧会(愛・地球博)で実施された実験事業を、NPO 法人エコデザイン市民社会フォーラムが、中部経済産業局、愛知県、名古屋市等の協力を得て実施。貯まった EXPO エコマネーは、エコ商品との交換や植樹事業に寄付される。 ○エコポイント制度 DECO ポン(株式会社デンソー) <ul style="list-style-type: none"> ・デンソー社員とその家族が対象。貯まったポイントは、エコ商品との交換や環境体験イベント参加チケットとの交換、植樹活動への寄付などに使用。 ○宅配便エコポイント実証実験(千趣会、佐川急便等) <ul style="list-style-type: none"> ・再配達がなく、1 回で荷物を受け取った場合にポイントを付与。貯まったポイントは、千趣会のポイントに交換または植樹事業に寄付。 ○エコ・アクション・ポイント事業(環境省) <ul style="list-style-type: none"> ・環境省では、2007 年度末にエコ・アクション・ポイントの導入の全国展開を視野に入れたモデル事業者を募集し、2007 年度は全国型 3 件、地域型 9 件がモデル事業に採択され、2008 年度に実施中である。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が主導で行っている事例としては、北九州市の「北九州市民環境パスポート事業」「カンパス事業」や三重県の「みえのエコポイント」事業等がある。
<p>注目すべき事例概要</p>	<p>実施主体 北九州市(北九州市民環境パスポートセンター(NPO)、地域商店、企業ほかが連携して実施。)</p>
<p>概要・特徴</p>	<p>◆「北九州市民環境パスポート事業」(以下「カンパス事業」と言う。)</p> <p>○目的・趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市では、モデル地区の再生(まちづくり)を端緒として、大規模なエコタウン化の拡大・普及を図り、環境面からの都市再生を強力に推進している。この事業についても、八幡製鉄所の移転跡地を中心とした再開発のまちづくり「八幡東田グリーンビレッジ構想事業」が契機となっている。 ・幅広い市民が、主体的に環境活動に参加できるきっかけを提供するためのプログラムを開発するとともに、市民、企業、NPO、行政が一体となって事業運営を行うことで、全市的なムーブメントとして環境活動への参加を促す。これによって、市民一人ひとりが環境活動に取り組み、実践する力「環境市民力」を高めていくことを目指している。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した活動をした人が、活動に応じたポイントがもらえて、ポイントはエコ商品等と交換できる仕組み。以下に参加者側からみた「カンパス事業」の流れを示す。 ①市民は、市内四箇所のカンパスセンターでカンパスカードの交付申請しカードの交付を受ける。 ②環境活動(資源回収、地域清掃、イベント、ワークショップ、乾燥生ごみ)に応じてポイントを獲得でき、ポイントに応じた特典(エコグッズとの交換、入場料や入浴料の割引、環境 NPO への寄付等)を受けることができる。なお 1P は 10 円相当である。 ・全市共通のノーレジ袋ポイント事業である「カンパスシール事業」を併せて実施している。内容としては、参加店で概ね 200 円以上の買い物をした際に、レジ袋を断るとカンパスシールが 1 枚もらえる仕組みで、20 ポイント集めると 50 円の割引券がもらえる。 <div data-bbox="1145 1451 1455 1639" style="text-align: right;"> </div>
<p>実施時期等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2003 年 6 月 「八幡東田グリーンビレッジ構想事業」が全国都市再生事業における「環境まちづくり」モデル事業に選定。 ・2004 年 12 月 八幡東田地区を中心に総務省の地域通貨モデル事業として 2 ヶ月間の実証実験。 ・2006 年 10 月 IC カード方式での 1,000 名を対象とするモニターを実施(1 ヶ月間)。この結果を受け、IC カード方式からバーコード方式へシステム改良。これにより全市への実施へと転換。 ・2006 年 12 月～ 「カンパスシール事業」を開始。 ※以降カードとシール事業の 2 本立てで運営。
<p>実績・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動を通じた地域コミュニティの活性化が期待できる。 ・環境ビジネスの振興やグリーンコンシューマー育成につなげることができる。
<p>参考にすべき点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行動の内容に応じてポイントが貯められる。ポイントに応じて環境に配慮した商品などがもらえる市民が得する仕組みとなっている。 ・ポイントの流通や交換対象となるエコグッズの普及による環境ビジネスの振興など、多面的な広がりを持たせる工夫をしている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の環境行動の履歴を確認できる「グリーン通知表」の中で、CO2 削減効果を葉っぱや木の大きさなどで分かりやすく示している。
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・交通局 IC カード等との共通化や、広域連携による対象地域の拡大など、制度の拡充や、北九州市域に限らない広域性、環境に限らない利便性の向上を図る必要がある。 ・当面は、北九州市の独自予算で運営することになるが、事業の継続性を担保するためには、より積極的な民間資金導入方策を検討することが必要となる。

施策メニュー	建築物環境配慮制度(自治体版 CASBEE)
関連事例の全体動向	<p>◆「CASBEE」(建築物総合環境性能評価システム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「CASBEE」は、建築物の環境性能を評価し、格付けする手法である。省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムである。 ・「CASBEE」は、2001年に国土交通省の主導の下に、(財)建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会において開発が進められ、2002年には最初の評価ツール「CASBEE-事務所版」、その後2003年7月に「CASBEE-新築」、2004年7月に「CASBEE-既存」、2005年7月には「CASBEE-改修」が完成している。 ・「CASBEE」の評価ツールは、(1)建築物のライフサイクルを通じた評価ができること、(2)「建築物の環境品質・性能(Q)」と「建築物の環境負荷(L)」の両側面から評価すること、(3)「環境効率」の考え方をういて新たに開発された評価指標「BEE(建築物の環境性能効率、Building Environmental Efficiency)」で評価する、という3つの理念に基づいて開発された。BEEによるランキングでは、「Sランク(素晴らしい)」から、「Aランク(大変良い)」「B+ランク(良い)」「B-ランク(やや劣る)」「Cランク(劣る)」という5段階の格付けが与えられる。 ・「CASBEE」には、下図に示すような建築物のライフサイクルに応じた4つの基本ツールと、個別の目的に応じた拡張ツールがあり、これらを総称して「CASBEEファミリー」と呼んでいる。 <div data-bbox="454 739 1348 1601" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">CASBEE-ファミリー</p> <p>建築物系</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">基本ツール</p> <p style="text-align: center;">CASBEE-企画 (Tool-0)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">CASBEE-新築 (Tool-1) 2002年事務所版完成、2006年改訂</p> <hr/> <p style="text-align: center;">CASBEE-既存 (Tool-2) 2004年7月出版、2006年改訂</p> <hr/> <p style="text-align: center;">CASBEE-改修 (Tool-3) 2005年7月出版、2006年改訂</p> </div> <p style="text-align: center;">HI: Heat Island</p> <p style="text-align: center;">CASBEE-HI (Tool-4) 2005年7月出版、2006年改訂</p> <p>住宅系</p> <p style="text-align: center;">CASBEE-すまい(戸建) (Tool-11) 2006年7月試行版公表</p> <p>まちづくり系</p> <p style="text-align: center;">CASBEE-まちづくり (Tool-21) 2006年7月出版</p> <p style="text-align: right;">万博敷地評価</p> <p style="text-align: right;">CASBEE-地域(万博) 2005.03版^{※2}</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: right;">TC: Temporary Construction</p> <p style="text-align: right;">CASBEE-短期使用 (Tool-1Tc) 2004年展示施設版出版</p> <p style="text-align: right;">B: Brief version</p> <p style="text-align: right;">CASBEE-新築(簡易版) (Tool-1B) 2004年7月出版、2006年改訂</p> <p style="text-align: right;">自治体版 CASBEE^{※1}</p> </div> <p><small>※1)CASBEE-名古屋(2004.04施行)、CASBEE-大阪(2004.10施行)、CASBEE-横浜(2005.07施行)など、全国の自治体で開発が進んでいる。 ※2)万博敷地評価はCASBEE-まちづくりの先行試行として実施された。</small></p> </div> <p>◆自治体版 CASBEE</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「CASBEEファミリー」のうち、設計者やエンジニアが設計中の評価対象建築物の環境性能を向上させるために利用する自己評価チェックシステムの「CASBEE-新築」があるが、その簡易版にあたる「CASBEE-新築(簡易版)」は、地方公共団体での建築行政にも使用することができる。 ・地方公共団体では、気象条件や重点施策等、各地域の事情に合わせ、重み係数などを変更し、オリジナルのものとして使用できる。各地方公共団体では、省エネルギー計画書と同様に建築確認申請時に行政への届出を義務付けることで、その地域に建設される建築物の環境性能向上に役立てることが可能となる。 ・2008年3月末現在、全国13の自治体(名古屋市、大阪市、横浜市、京都市、京都府、大阪府、神戸市、川崎市、兵庫県、静岡県、福岡市、札幌市、北九州市)で、一定規模以上の建築物を建てる際に、環境計画書の届出を義務付けており、その際に「CASBEE」評価書の添付を要件としている。 ・これら地方公共団体で使用されている「CASBEE」の一部は、地域性や政策等を勘案して、一部修正を施したオリジナルのものとなっており、より地域の実態を反映したものとなっている。

・自治体版 CASBEE の導入状況は下記の通り(2008 年 3 月末現在)

公共団体名	人口(千人)	対象建物の 床面積 の下限 (m ²)	施行日	提出状況(件数)				
				H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	計
1 名古屋市	2,236	2,000	2004.04.1	148	234	210	229	821
2 大阪市	2,645	5,000	2004.10.1	26	72	97	109	304
3 横浜市	3,635	5,000	2005.07.1	—	93	123	113	329
4 京都市	1,467	2,000	2005.10.1	—	21	104	87	212
5 京都府	1,165	2,000	2006.04.1	—	—	37	45	82
6 大阪府	6,176	5,000	2006.04.1	—	—	60	101	161
7 神戸市	1,529	2,000	2006.08.1	—	—	68	136	204
8 兵庫県	4,057	2,000	2006.10.1	—	—	81	37	118
9 川崎市	1,385	5,000	2006.10.1	—	—	38	47	85
10 静岡県	3,793	2,000	2007.07.1	—	—	—	120	120
11 福岡県	1,435	5,000	2007.10.1	—	—	—	18	18
12 札幌市	1,894	5,000	2007.11.1	—	—	—	20	20
13 北九州市	982	2,000	2007.11.1	—	—	—	5	5
計				174	420	818	1,067	2,479

注) 京都府は京都市を、大阪府は大阪市を、兵庫県は神戸市の人口を除く。

導入の課題

・住宅業界、建設業界、宮城県、市議会等との調整が必要である。

施策メニュー	行政による ESCO 事業の率先導入
関連事例の全体動向	<p> ・「ESCO」(Energy Service Company)とは、省エネルギーで実現する光熱水費といった経費節減分で省エネルギー投資を賄うという、産業部門を中心に導入されているビジネススキームである。 </p> <p> ・日本での歴史は浅く、1999 年に ESCO 推進協議会(JAESCO)が設立された。当初 16 社で始まり、2009 年 3 月現在 129 社(正会員 70、賛助会員 52、特別会員 7)が参加している。 </p> <p> ・国及び地方公共団体の ESCO 事業導入として、2006 年 12 月時点で 117 件が報告されている。 </p> <p> ・地方公共団体が ESCO 事業を導入する場合、地方公共団体の一般財源による事業とするか、ESCO 事業者の資金調達による事業とするかによって、契約形態が異なり、次の二つに分けられる。 </p> <p> ○自己資金型(ギャランティード・セイビングス)契約 </p> <p> ・地方公共団体が省エネルギー改修にかかる初期投資の費用負担を行う。ただし、ESCO 事業者が省エネルギー効果を保証し、光熱水費の削減を実現させることにより、初期投資分は全額回収できることから、地方公共団体には経済的な負担は発生しない。 </p> <p> ・この場合、光熱水費の削減分は初期投資の回収のほか、一部は ESCO サービスに対する報酬として ESCO 事業者を支払うこととなる。 </p> <div data-bbox="523 622 1305 860" data-label="Diagram"> </div> <p> ○民間資金型(シェアード・セイビングス)契約 </p> <p> ・ESCO 事業者が資金調達を行うため、地方公共団体は初期投資の費用負担を負わない。これは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法)に基づく事業として ESCO 事業を実施する場合も同様である。 </p> <p> ・この場合、ESCO 事業者が地方公共団体に対して省エネルギー効果を保証し、光熱水費の削減を実現させることにより、地方公共団体から、光熱水費の削減分の一定割合を、ESCO サービスに対する報酬(初期投資分を含む)として ESCO 事業者を支払う。 </p> <div data-bbox="523 1144 1295 1384" data-label="Diagram"> </div>
注目すべき事例	<p> 実施主体 横浜市 </p> <p> 概要・特徴など </p> <p> ○目的 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー化と環境負荷の低減 ・民間資金・ノウハウの活用による財政負担の軽減 <p> ○特徴 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業者(複数事業者によるグループも可)から提案を求め、横浜市 ESCO 事業提案審査委員会において最優秀提案事業者に選定された事業者と契約を締結している。 ・「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」の具体化を図る一環として、まちづくり調整局(当時の建築局)所管の既存施設について導入。 ・初めにモデル事業として着手したが、モデル事業終了前に、地域省エネルギービジョン策定等事業として NEDO から補助金を受けて導入計画を策定して本格実施へ移行。 <p> ○具体例 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007 年度に契約を締結している青葉区総合庁舎、都筑区総合庁舎、横浜国際プールの事業内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー削減率:14.4% ・CO2削減率:16.6% ・ESCO 契約期間:7 年 ・光熱水費等削減額:52,639 千円/年 <p> ○その他 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ESCO 事業での光熱水費削減により他の環境施策推進経費への充当が期待される。

<p>実施時期等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年12月 モデル事業に着手(公募開始) ・2004年12月 公共建築物 ESCO 事業導入計画を策定→着手(公募開始) ※以降6ヶ年度にわたり、19施設に ESCO 事業を導入する予定 																				
<p>実績・効果</p>	<p>・地球温暖化対策と利益創出効果(下図参照)の両方を確実に積み重ねている。</p> <p>◆青葉区総合庁舎ほか2施設 ESCO 事業の経費と利益配分(消費税込み)</p> <table border="1"> <caption>ESCO 事業の経費と利益配分 (消費税込み)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>維持管理費 (千円/年)</th> <th>市のメリット (千円/年)</th> <th>ESCOサービス料 (千円/年)</th> <th>光熱水費等 (千円/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年3月まで</td> <td>18,450</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>492,153</td> </tr> <tr> <td>平成21年4月～平成28年3月 (7年間)</td> <td>0</td> <td>6,139</td> <td>46,500</td> <td>439,514</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月以降</td> <td>10,744</td> <td>41,895</td> <td>0</td> <td>439,514</td> </tr> </tbody> </table>	期間	維持管理費 (千円/年)	市のメリット (千円/年)	ESCOサービス料 (千円/年)	光熱水費等 (千円/年)	平成21年3月まで	18,450	0	0	492,153	平成21年4月～平成28年3月 (7年間)	0	6,139	46,500	439,514	平成28年4月以降	10,744	41,895	0	439,514
期間	維持管理費 (千円/年)	市のメリット (千円/年)	ESCOサービス料 (千円/年)	光熱水費等 (千円/年)																	
平成21年3月まで	18,450	0	0	492,153																	
平成21年4月～平成28年3月 (7年間)	0	6,139	46,500	439,514																	
平成28年4月以降	10,744	41,895	0	439,514																	
<p>参考にすべき点</p>	<p>・横浜市公共建築物 ESCO 事業導入計画(2004年度地域省エネルギービジョン)を策定し、計画的な導入を進めている。</p>																				

施策メニュー		事業所の排出量削減計画の報告・公表制度															
関連事例の全体動向		<ul style="list-style-type: none"> ・2006年4月に省エネルギー法と地球温暖化対策推進法が改正され、温室効果ガスの算定・報告・公表制度が導入された。この法改正により、各事業所は自らの活動により排出される温室効果ガスの量を算定・報告する義務が生じた。事業所から報告された温室効果ガスは、国により企業毎・業種毎・都道府県毎に集計後、公表される。 ・地方公共団体でも、一定規模以上の事業所に対して、温室効果ガスの算定・報告を求める動きが活発化している。従来から一部の地方公共団体では、独自の施策として、温室効果ガス排出量の報告・削減を事業所に求めており、省エネ法・温対法改正と同時に、対象事業所の見直しや報告方法の改正をしている。また、新たに報告を求める地方公共団体も増えてきている。 ・「京都議定書目標達成計画」の中で、地域の環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを發揮し、地域の実情に最適な取組みを推進することが求められている。これを受けて、地方公共団体における温室効果ガスの排出量報告制度は、一般的に国よりも、厳しい基準値を設定し、あるいは対象基準を引き下げて対象事業所の拡大を図っているものなど多い。 ・2007年2月時点で、政令指定都市では、横浜市、名古屋市、京都市で温室効果ガス報告・削減計画制度を導入している。 															
注目すべき事例概要	実施主体	京都府															
	概要・特徴	<p>◆「事業者排出量削減計画・報告・公表制度」及び「削減目標達成のための補完的手段」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府では、地球温暖化対策条例に基づき、エネルギーを大量に使用する大規模な事業者、「事業者排出量削減計画書」等の作成・提出により、事業活動における自主的かつ計画的な地球温暖化対策を促している。対象事業者は、前年度実績が下記要件のいずれかに該当するものとなる。 <table border="1"> <tr> <td>大規模エネルギー使用事業者</td> <td>・府内における事業活動に係る年間(年度)のエネルギー使用量が原油換算数量で1,500kl以上の事業者</td> </tr> <tr> <td>大規模運送事業者</td> <td>・自動車の使用の本拠の位置を府内に登録している車両の総数が、トラック又はバスが100台以上、タクシーが150台以上の自動車運送事業者 ・府内に路線を有し、保有する車両の総数が150両以上の鉄道事業者</td> </tr> <tr> <td>その他の温室効果ガス大規模排出事業者</td> <td>・エネルギーの使用に伴うものを除き、府内における事業活動に係る温室効果ガスのいずれかの排出の量がCO₂に換算して3,000t/年以上の事業者</td> </tr> </table> <p>※上記の事業者基準の特例として、フランチャイズチェーンなど、同一の商号、商標に係る親業者と加盟業者の関係にある事業活動については、親業者と加盟業者を一つの事業者とみなしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者排出量削減計画・報告・公表制度では、下記取組によるCO₂の吸収及び削減を削減目標達成のための補完的手段としている。 <table border="1"> <tr> <td>森林の保全及び整備</td> <td>・「京都府森林吸収量認証制度」に基づき申請を行った京都府内の森林における保全及び整備活動が対象となる。 ・同制度に定める方法によりCO₂の森林吸収の量を算定する。</td> </tr> <tr> <td>府内産の木材の利用</td> <td>・「京都府産木材認証制度(ウッドマイレージCO₂認証制度)」に基づき申請を行った府内産の木材の利用が対象となる。 ・同制度に定める方法により木材の輸送に係るCO₂の排出削減の効果を算定する。</td> </tr> <tr> <td>自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給</td> <td>・自然エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち余剰電力又は熱として他に供給する予定量が対象となる。 ・それぞれ地球温暖化対策指針のCO₂排出係数を乗じてCO₂の量を算定する。</td> </tr> <tr> <td>グリーン電力の利用</td> <td>・グリーン電力認証機構又は京のアジェンダ21フォーラムの認証を受けたグリーン電力の購入予定量が対象となる。 ・京都府地球温暖化対策指針に定めるCO₂排出係数を乗じて、CO₂の量を算定する。</td> </tr> <tr> <td>家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入</td> <td>・京都エコポイントモデル事業において、京都CO₂削減バンクの認証を受けた、家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分(カーボンクレジット)の購入量の全部又は一部が対象となる。 ・同制度に定める方法により算定されるCO₂の排出削減効果を算定する。</td> </tr> </table>	大規模エネルギー使用事業者	・府内における事業活動に係る年間(年度)のエネルギー使用量が原油換算数量で1,500kl以上の事業者	大規模運送事業者	・自動車の使用の本拠の位置を府内に登録している車両の総数が、トラック又はバスが100台以上、タクシーが150台以上の自動車運送事業者 ・府内に路線を有し、保有する車両の総数が150両以上の鉄道事業者	その他の温室効果ガス大規模排出事業者	・エネルギーの使用に伴うものを除き、府内における事業活動に係る温室効果ガスのいずれかの排出の量がCO ₂ に換算して3,000t/年以上の事業者	森林の保全及び整備	・「京都府森林吸収量認証制度」に基づき申請を行った京都府内の森林における保全及び整備活動が対象となる。 ・同制度に定める方法によりCO ₂ の森林吸収の量を算定する。	府内産の木材の利用	・「京都府産木材認証制度(ウッドマイレージCO ₂ 認証制度)」に基づき申請を行った府内産の木材の利用が対象となる。 ・同制度に定める方法により木材の輸送に係るCO ₂ の排出削減の効果を算定する。	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	・自然エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち余剰電力又は熱として他に供給する予定量が対象となる。 ・それぞれ地球温暖化対策指針のCO ₂ 排出係数を乗じてCO ₂ の量を算定する。	グリーン電力の利用	・グリーン電力認証機構又は京のアジェンダ21フォーラムの認証を受けたグリーン電力の購入予定量が対象となる。 ・京都府地球温暖化対策指針に定めるCO ₂ 排出係数を乗じて、CO ₂ の量を算定する。	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入
大規模エネルギー使用事業者	・府内における事業活動に係る年間(年度)のエネルギー使用量が原油換算数量で1,500kl以上の事業者																
大規模運送事業者	・自動車の使用の本拠の位置を府内に登録している車両の総数が、トラック又はバスが100台以上、タクシーが150台以上の自動車運送事業者 ・府内に路線を有し、保有する車両の総数が150両以上の鉄道事業者																
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	・エネルギーの使用に伴うものを除き、府内における事業活動に係る温室効果ガスのいずれかの排出の量がCO ₂ に換算して3,000t/年以上の事業者																
森林の保全及び整備	・「京都府森林吸収量認証制度」に基づき申請を行った京都府内の森林における保全及び整備活動が対象となる。 ・同制度に定める方法によりCO ₂ の森林吸収の量を算定する。																
府内産の木材の利用	・「京都府産木材認証制度(ウッドマイレージCO ₂ 認証制度)」に基づき申請を行った府内産の木材の利用が対象となる。 ・同制度に定める方法により木材の輸送に係るCO ₂ の排出削減の効果を算定する。																
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	・自然エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち余剰電力又は熱として他に供給する予定量が対象となる。 ・それぞれ地球温暖化対策指針のCO ₂ 排出係数を乗じてCO ₂ の量を算定する。																
グリーン電力の利用	・グリーン電力認証機構又は京のアジェンダ21フォーラムの認証を受けたグリーン電力の購入予定量が対象となる。 ・京都府地球温暖化対策指針に定めるCO ₂ 排出係数を乗じて、CO ₂ の量を算定する。																
家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	・京都エコポイントモデル事業において、京都CO ₂ 削減バンクの認証を受けた、家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分(カーボンクレジット)の購入量の全部又は一部が対象となる。 ・同制度に定める方法により算定されるCO ₂ の排出削減効果を算定する。																
実施時期等	・2007年度～																

実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年度に目標を作成・報告した事業者の数は、製造業140件(産業別事業所数17,295件の約0.8%)、商業・サービス業107件(同99,178件の約0.1%)、運輸業34件(同2,160件の約1.6%)である。(産業別事業所数は、京都府「平成18年事業所・企業統計調査の調査結果(確報)」より) ・温室効果ガス排出量の目標値、報告値、削減率等は以下の通り。 <p style="text-align: right;">(排出量及び削減量の単位:万t(CO2換算))</p> <table border="1" data-bbox="327 268 1476 616"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="4">計画 (基準:原則2004又は2005年度、 目標:2007年度)</th> <th colspan="3">報告 (2007年度)</th> </tr> <tr> <th>排出量 (基準)</th> <th>排出量 (目標)</th> <th>削減量</th> <th>削減率</th> <th>排出量(報告)</th> <th>削減量</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造</td> <td>140</td> <td>272.5</td> <td>265.3</td> <td>▲7.2</td> <td>▲2.6%</td> <td>256.1</td> <td>▲16.4</td> <td>▲6.0%</td> </tr> <tr> <td>商業・サービス</td> <td>107</td> <td>157.5</td> <td>152.1</td> <td>▲5.4</td> <td>▲3.4%</td> <td>152.3</td> <td>▲5.2</td> <td>▲3.3%</td> </tr> <tr> <td>運輸</td> <td>34</td> <td>51.0</td> <td>51.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1%</td> <td>50.9</td> <td>▲0.1</td> <td>▲0.3%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>281</td> <td>481.0</td> <td>468.5</td> <td>▲12.5</td> <td>▲2.6%</td> <td>459.3</td> <td>▲21.7</td> <td>▲4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	件数	計画 (基準:原則2004又は2005年度、 目標:2007年度)				報告 (2007年度)			排出量 (基準)	排出量 (目標)	削減量	削減率	排出量(報告)	削減量	削減率	製造	140	272.5	265.3	▲7.2	▲2.6%	256.1	▲16.4	▲6.0%	商業・サービス	107	157.5	152.1	▲5.4	▲3.4%	152.3	▲5.2	▲3.3%	運輸	34	51.0	51.1	0.1	0.1%	50.9	▲0.1	▲0.3%	合計	281	481.0	468.5	▲12.5	▲2.6%	459.3	▲21.7	▲4.5%
区分	件数			計画 (基準:原則2004又は2005年度、 目標:2007年度)				報告 (2007年度)																																													
		排出量 (基準)	排出量 (目標)	削減量	削減率	排出量(報告)	削減量	削減率																																													
製造	140	272.5	265.3	▲7.2	▲2.6%	256.1	▲16.4	▲6.0%																																													
商業・サービス	107	157.5	152.1	▲5.4	▲3.4%	152.3	▲5.2	▲3.3%																																													
運輸	34	51.0	51.1	0.1	0.1%	50.9	▲0.1	▲0.3%																																													
合計	281	481.0	468.5	▲12.5	▲2.6%	459.3	▲21.7	▲4.5%																																													
参考にすべき点	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府森林吸収量認証制度」、「京都府産木材認証制度」、「京都エコポイントモデル事業」等の既存制度等でのCO2の吸収及び削減を目標達成の補完的手段として位置付けている。これにより、事業者が選択できる地球温暖化対策の方策を多様化するとともに、既存制度活用のインセンティブを高めている。 																																																				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な計画制度である ・国の制度との不整合となった場合、事業者は国と府に異なる削減目標を提出する必要がある。 																																																				

施策メニュー		低炭素型コミュニティビジネスの支援
関連事例の全体動向	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会を実現するためには、多くの企業が、地球温暖化防止に資する事業活動を行い、かつそれが企業経営、地域経済にもメリットをもたらす状態、つまり、環境と経済の好循環を生み出す必要がある。そのためにも、今から、小さくても環境と経済の好循環を生み出す中小企業・NPO等のビジネス(低炭素型コミュニティビジネス)を支援していくことが重要であると考えられる。 ・低炭素型のコミュニティビジネス支援に関連した国の施策例 <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省「環境負荷低減国民運動支援地域振興事業費補助金」(2008年度) 環境省「コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動促進事業」(2007年度～)等 ・環境に限定したものではないが、1998年12月「新事業創出促進法」(※2005年法改正により「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に根拠規定移行)に基づき、中小企業による研究技術開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度として、中小企業技術革新制度(日本版 SBIR: Small Business Innovation Research)が創設された。 ・日本版 SBIR では、①関係省庁が新事業の創出につながる新技術開発のための補助金・委託費などについて、中小企業者に対する支出の機会の提供、②その事業化を支援するため、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠などの各種支援措置が受けられる仕組みの設置が成されている。 	
注目すべき事例	実施主体	横浜市
	概要・特徴	<p>◆横浜版 SBIR 事業</p> <p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の優れた技術力を行政運営上の技術的な課題解決に積極的に活用する仕組みで、中小企業の新技術・新製品開発の促進による「横浜経済の活性化」と技術革新による「良質な行政サービスの提供」を併せて達成することを目的とする事業である。 <p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の二つのタイプがあり、市の行政現場での活用を経て、優れた技術や商品については、販売の展開などを支援する。 <ol style="list-style-type: none"> ①行政課題提示型 <ul style="list-style-type: none"> 行政現場の技術的な課題を研究開発のテーマとして中小企業に提示し、優れた研究開発には開発経費を助成するとともに、行政現場での開発成果の検証を経て、優れた成果を横浜市が活用し、横浜発の新技術・新製品として全国展開まで一貫して支援するものである。 ②企業提案型【環境部門・一般部門】 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業から行政現場で活用できる優れた新商品の提案を受け、専門家による審査を経て認定し、担当部署のニーズに合致する優れた新商品は、横浜市が率先導入するとともに、販売戦略づくりについても支援するものである。更に、環境部門の認定製品で率先導入により、一定の効果が確認されたものについては、独自ブランド「横浜エコ+テック」(よこはま えこ たす てっく)が付与され、ブランドマークの利用などにより、環境配慮型新商品の市場開拓を推進する。 <p>図 企業提案型 SBIR の事業の枠組み</p> <pre> graph TD A[行政課題の解決に資する新商品の提案募集] --> B[専門家による評価・認定] B --> C[優れた新商品の行政現場での活用] C --> D[全国・海外展開支援] </pre> <p>環境部門には、独自のブランド「横浜エコ+テック」を付与</p> <p>「横浜エコ+テック」(横浜独自のエコブランド付与の取り組み)</p> <p>横浜エコ+テックは、企業提案型SBIR認定商品の中で、実績などから審査会で評価された新商品に付与される横浜独自のエコブランドです。</p> <p>横浜エコ+テックの意味するところは、エコロジー(ecology)、エコノミー(economy)とテクノロジー(technology)の融合から生まれた、横浜発の新商品です。</p>

実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年7月 「横浜市環境と地域経済推進委員会」(事業者、市民、有識者、行政で構成)で検討開始 ・2006年3月 「横浜市環境と経済の融合推進方針」策定(推進期間 2006～2015年度) ・2006年度～ 横浜版 SBIR 実施(同年9～10月に提案募集を実施) ・2007年 「環境と地域経済の融合推進アクションプラン」策定し、重点的に推進する5つの取組みを明示(①横浜型環境ポイントの推進、②中小企業の環境分野における新製品・新技術開発等の取組支援、③環境に配慮した金融活動の推進、④環境に関する観光の推進、⑤環境と地域経済の融合に関する情報提供の推進)
実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・実績(認定製品件数)は、2006年度11件(うち環境部門は4件、更に「横浜エコ+テック」認定は2件)、2007年度8件(うち環境部門は4件、「横浜エコ+テック」は未認定)となっている。なお、2006年度「横浜エコ+テック」の認定を受けたのは以下の2件である。 <ul style="list-style-type: none"> ・新スリム型蛍光灯「省ライン」 ・後付アイドリングストップ装置「アイスタート」 ・中小企業としては、開発した新商品が横浜市で率先導入(試行)されるほか、ブランド効果による販路拡大が期待できるなどのメリットがある。 ・「地域経済の活性化」と「良質な行政サービスの提供」の2つの同時達成を目指すとともに、企業提案として環境部門を設けることで、市の環境配慮行動への率先導入に繋げている。